

同外一件(野口忠夫君紹介)(第三五三六号)
同(長谷川正三君紹介)(第三五三七号)
同外三件(山下策二君紹介)(第三五三八号)
同外四件(山田趾目君紹介)(第三五三九号)
同(山中吾郎君紹介)(第三五四〇号)
同(米内山義一郎君紹介)(第三五四一号)
同(井手以誠君紹介)(第三七〇一号)
同外一件(多賀谷眞稔君紹介)(第三七〇二号)
同外八件(戸叶里子君紹介)(第三七〇三号)
同外四件(華山親義君紹介)(第三七〇四号)
同外六件(西村関一君紹介)(第三七〇五号)
同外六件(石橋政嗣君紹介)(第三七〇六号)
同(稻村隆一君紹介)(第三七〇七号)
同外二十件(泊谷裕夫君紹介)(第三七〇八号)
同外一件(村山喜一君紹介)(第三七八一号)
旧軍人等の恩給に關する請願(稻葉修君紹介)
(第三四八七号)
同外六件(小平久雄君紹介)(第三五七四号)
同(武市恭信君紹介)(第三五七五号)
同(森山欽司君紹介)(第三五七六号)
同(安藤寛君紹介)(第三六二九号)
同(赤澤正道君紹介)(第三六三〇号)
同外二件(井出一太郎君紹介)(第三六三二号)
同(小川平二君紹介)(第三六三三号)
同外一件(高瀬傳君紹介)(第三六三三号)
同外二件(荒船清十郎君紹介)(第三六三七号)
同外一件(大久保武雄君紹介)(第三六九八号)
同(野田武夫君紹介)(第三六九九号)
同(藤山愛一郎君紹介)(第三七〇〇号)
同外二件(荒船清十郎君紹介)(第三七七六号)
同外一件(加藤高藏君紹介)(第三七七七号)
同外二十八件(床次徳二君紹介)(第三七七八号)
建設省設置法の一部を改正する法律案反対に關する請願外二件(加藤進君紹介)(第三四八八号)
同外六件(戸叶里子君紹介)(第三二八八号)
同外一件(稻村隆一君紹介)(第三七一三三号)
同外十三件(田口誠治君紹介)(第三七一四号)
同(中村高一君紹介)(第三七一五号)
同外一件(西ヶ久保重光君紹介)(第三七七九号)

同外五件(大出俊君紹介)(第三七八〇号)
公務員の退職条件改善等に關する請願(谷口善太郎君紹介)(第三四八九号)
国立大学教官の待遇改善に關する請願(岡田春夫君紹介)(第三五一〇号)
同(橋崎弥之助君紹介)(第三五一一号)
同(大久保武雄君紹介)(第三七一〇号)
同(田澤吉郎君紹介)(第三七一二号)
同(竹本孫一君紹介)(第三七一三号)
建国記念日に關する請願外四件(西村関一君紹介)(第三五一二号)
同外十七件(西村関一君紹介)(第三六五三三号)
国家公務員の基本賃金、諸手当増額に關する請願外一件(加藤進君紹介)(第三五四二二号)
法務局職員増員の増員に關する請願外二件(坂本泰良君紹介)(第三五四三三号)
国家公務員に對する寒冷地手当の改定に關する請願(堂森芳夫君紹介)(第三五七二二号)
同外二十二件(堂森芳夫君紹介)(第三五七二五号)
海の日制定に關する請願外二件(内海清君紹介)(第三五七三三号)
同外二件(伊藤卯四郎君紹介)(第三七〇九号)
国家公務員に對する寒冷地手当の改定に關する請願外五件(足鹿覺君紹介)(第三六四二二号)
同(古井喜實君紹介)(第三六四三三号)
同(古井喜實君紹介)(第三六四三三号)
国家公務員に對する寒冷地手当の改定に關する請願(井出一太郎君紹介)(第三七六六号)
同(小坂善太郎君紹介)(第三七六六号)
国家公務員に對する寒冷地手当の改定に關する請願(森田重次郎君外三名紹介)(第三七七七号)
は本委員会に付託された。

本日の會議に付した案件

参考人出席要求に關する件
連合審査會開會に關する件
農地被買収者等に對する給付金の支給に關する法律案(内閣提出第七七号)

○河本委員長 これより會議を開きます。
参考人出席要求に關する件につきおはかりいたします。

理事の各位との協議に基づき、農地被買収者等に對する給付金の支給に關する法律案の審査のため、明日十二日参考人より意見を聴取することにいたしました。これに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○河本委員長 御異議なしと認め、そのように決しました。

なお、参考人の人選等につきましては、委員長に御一任願いたいと思ひますが、御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○河本委員長 御異議なしと認め、そのように決しました。

○河本委員長 農地被買収者等に對する給付金の支給に關する法律案を議題とし、審査を進めます。

質疑を行ないます。質疑の申し出がありますので、順次これを許します。村山喜一君。

○村山(喜)委員 まず私は、白井長官に對しまして、政府の基本的な考え方についての態度をただしてまいりたいと思ひます。

それは、三十五年の二月十日に最高裁の判決といたしまして、公共の福祉による財産権の制限に關しまして、農地の問題についての判決がなされておるわけであります。これによりますならば、御承知のように、いわゆる農地の開放は正當に行なわれたものであり、農地法二十条は憲法二十九条に違反するものではないという判決がなされてゐるわけであり、またそのほかにも、この憲法二十九条に關連する問題は、いろいろと判例等がそれぞれ出されておるわけでございまして、そこで政府の方針としては、自作農創設特別措置法による農地買収の対価は正當な補償に当たるとして最高裁から判決が出たものは、これは正當なものであるという確認の上に立つて、農地被買収者に對する補償を政府としてする必要は認めない、こういうふうな確認をして差しつかえないものか、このことについて、まず政府の基本的な態度をただしてまいりたいのであります。

○白井政府委員 昭和二十八年のいわゆる農地改革違憲訴訟に對する最高裁の判決は、政府といたしましてやはりそのとおりの考えを持っております。したがって、この買収の方法、対価につきましては、正當な価格で買収せられたもの、かように考えておる次第であります。

○村山(喜)委員 そこで、この問題については、農地の被買収者の買収価格についても、正當な補償に基づいてなされたものである、こういうことまでいままお答えになつたわけであり、いわゆる正當なる補償という問題については、完全な補償を必要とする。すなわち、被収用財産の有する財産的価値にひとしい財産的な価値の補償を必要とするんだという説がある。それからもう一つは、財産権の社会的制約の上に立つて、公共的な重要性に關して、社会国家的な基準によつてきめられるやうな補償を、これを正當な補償と稱する、こういう説がある。第三は、私有財産権の侵害の目的、あるいはその態様、さらに条件、そういうやうなものによつて異なるので、やはり完全な補償を必要とする場合もあれば、そうでない場合もある。こういう中間的な説がある。そこでこの最高裁の判例として示されたものは、これはやはり財産権の社会的な制約の上に立つて、そして公共的重要性の上において、社会的な国家的な立場から、基準によつて定められたやうな、客観的な、相當な事実行為というものが補償の基準となることによつて、これは正當な補償であるというふうにと認められるというところを、政府自身において、その点について、白井長官のほうから、御答弁をいただくと同時に、法制局のほうから、御答弁をいただきますので、法制局から、憲法に關する問題

でございしますので、解釈を示していただきたいのであります。

○日井政府委員 学説につきましてはいろいろございしますけれども、しかし、正確な法的な解釈につきましては、やはり法制局の見解にまづほうが至当かと存じますので、法制局から答弁をすることにいたしたいと思います。

○村山喜委員 まだ法制局見えておりませんので、後ほど見えましたときにこの問題をただしてまいりますが、総て総理府事務官にお尋ねをいたしてまいります。

農地法、あるいは土地改良法、あるいは自作農創設特別措置法等にかかります憲法二十九条の公共の福祉による財産権の制限の問題であります。私有財産を公共のために用いる、あるいは正当な補償、こういうようなものは、すでに最も前裁の判例としてわれわれは確定をしておるものだ、こういうふうな考えをしておりますが、政府としては、先ほど自作農創設特別措置法によるところの農地の買収価格というものは、これは正当な補償になったと考えている、いまでもその考え方であります、今後とも変わらない、こういう答弁がございました。しかし、この問題については、私のうしろのほうでも私語が聞こえますように、その答弁はきわめて不満であるというふうな、与党の一部にも声があります。ましてや地主団体の諸君は、これに對しまして、補償要求というものは、ここで完全に、この報償法案が国会において可決されたならば、政府の補償については今後われわれは争わないのだという確信をしておるものかどうか。その点についてはきわめて重要な問題であります。全国農地解放者同盟あるいは自民党の農地問題調査会、それぞれの方々がおいでになるわけでございますが、この政府の考え方としては、これに對しまして、今回のこのような措置をとることによつて、これらの地主団体の利益を代表するような人たちの声は、今後もう完全に補償要求としてはなくなる、こういうふうな自信を持ち、そのような判断の上に立つて今度の国会にこの法

案を提案されたものであるのかどうか、その点について具体的に御答弁を願つておきたいのであります。

○日井政府委員 法律的な解釈、補償につきましては、ただいまお答え申し上げたとおりでございますが、ただしかし、いかに公共の福祉のためには申しながら、農地被買収者の受けた心理的な打撃といふものは、これは非常なものでございします。またその当時の経済的変動というふうなものにつきましても、法的な解釈とは別といたしまして、これまた農地被買収者が受けた打撃といふものは、事実あるわけでありまして、そこで補償といふことになりますると、いま申し上げたように、法律的な解釈で政府においてさらにするといふ必要はございせんけれども、やはりその心理的影響について何らかのねぎらいをするとか、さらにまた農地の民主化、また戦後の非常な食糧難を乗り切つたといふ一つの大きな原動力をなしたのには、やはり農地改革でございします。そういう意味においては、農地被買収者つまり旧地主の方々の功績といふものは没すべくもないこととございまして、これに對しまして何らかの政府としても、くだいて言えればさういふこととございします。あらわすようないわけの報償といふものをしたいというのが、今度のこの法案となつて提出したわけでありまして、そこでまたこの問題が、この法案が成立して、この報償法案によつての報償が済んだあとにおいて、また再びこういう問題が起る心配はないかといふこととございしますけれども、昭和三十九年六月、池田前内閣当時に、農地被買収者に対して給付金を給付すること及びその金額、方法等について決定したものであります。その際に、今回の報償措置をもつて農地被買収者の最終的解決とすることについて、当時の大蔵大臣、官房長官及び総務長官の間で合意を見ていたところでありまして、現内閣といたしまして、この方針を踏襲いたしておるわけでございます。再びこの法案の通つたあとにおいて

ても別の報償を行なうというふうな考えは、持つておりません。

○村山喜委員 政府としては、三十九年の六月に政府の首脳部で確定をしたものとして、それが今日なお生きてゐる、こういう御返答でございします。したがつて、今後はこの問題については争ひが生まれぬといふ確信を持つてゐる、こういうふうな受け取つて差しつかえないと思ひますが、もし今後このような措置が満足なものと受け取られぬ。これは報償であつて、補償の問題については、今後われわれとしてはさらに関係のそれだけに働きかけて、そうしてさらに争つていくのだという態度をとるとするならば、それに対して政府はどのような対策を講じようとお考えになるか。

○日井政府委員 この点につきましては、すでに補償といふことについては政府は必要ない、二十年八年の最高裁の判決において示されたとおりである、こういうこととございまして、したがつて、今後におきましてもこの見解は持続するはずでございます。したがつて、新たに補償といふような問題について論議がなされても、政府といたしましてはやはり最高裁の判決どおりの見解をもつて進むつもりであります。

○村山喜委員 では次に、提案の理由の説明について内容に入つてまいります。その前に、法制局から見えましたので、憲法第二十九条の私有財産の問題に対するいわゆる正当な補償といふものについての見解を、学説それぞれ三通りありますので、それについてどういふ見解をあなた方は持つておるのか、これについての説明を一点だけ伺ひをしておきたいと思ひます。

○田中(康)政府委員 ただいま先生仰せられましたように、憲法二十九条におきます正当な補償の概念あるいはそれについての学説につきましても、三つほどございまして、なかなかそれが一致をするといふことはないのでございしますが、私たちが考えておりますのは、最高裁判所が昭和二十

八年に当該農地買収対価につきまして出しましたものと大体同一であるといふふうに考えております。その内容は、憲法二十九条第三項の正当な補償とは、その当時の経済状態におきまして成立すべき価格に基づいて合理的に算出された相当の額を言う。そういう額である限りは、その額は正当な補償となるものとわれわれは考えておるわけでございます。

○村山喜委員 三十七年の五月の二十二日に農地被買収者問題調査会、工藤調査会の答申が行なわれました。その中においてはつきり出されております内容は、農地改革が被買収者に与えた心理的影響が強く残つてゐることは明らかである。それにしても、巨額な金銭を被買収者に交付することとは、諸般の情勢上適當でないとする見解が多かつた。そこでとりあへずの措置としてやらなければならぬ問題として「生活上又は生業上困難な状況にある者に対し、生業資金の貸付の措置を講ずる」第二点といたしまして「子弟の進学をさせるのに困難な状況にある者に対し、育英の配慮を加える」、この答申が行なわれたわけでありましたが、その答申が行なわれる前に、政府としてはすでに国民金融公庫法の一部を改正する法律案を国会に提案をして、その中において二十億圓ほどの国民金融公庫の低利資金を生業資金として貸与する道を切り開こうといたしました。しかしながら、この三十七年の三月の十五日に提案をいたしました国民金融公庫法の一部改正が、今日なおまだ参議院において現在審議中であるといふことは、地主だけに不都合なやうな社会保障的な問題をやらなければならぬのか。困窮者は一般的な社会保障政策の中で考えるべきである。それを特別取り扱いをしなければならぬといふことは、どういふ理由に基づくものであるのか。こういう問題が、今日なお国会を通過しない理由になつてゐるものと思つております。しかもこの工藤調査会が答申を出すにあたりまして、旧地主系の委員の諸君が、きわめて強い抵抗を委員会の中においても行なつた事実がある。そうして統一した見解

として工藤調査会としては適當でないという見解を出そうとしたのだが、それに対して激しい抵抗がなされて、結論としては適當でないとする見解が多かった、こういう統一の発表をせざるを得なかった事実があります。そこで、それにしても給付金を支給するということは、否定的な立場をとったのであります。このことについては白井長官もお認めになると思いますが、いかがでございますか。

○日井政府委員 工藤調査会の三十七年五月二十二日付の答申によりますと、「生活上又は生業上困難な状況にある者に對し、生業資金の貸付の措置を講ずる」、それからもう一つ「その子弟を進学させるのに困難な状況にある者に對し、育英その他の制度の運用において配慮を加える」、こういう答申もございましたので、そこで国民金融公庫法の一部を改正して二十億の融資をする法案を提出いたしました。現在もこれが通過してないことはまことに遺憾でありますけれども、しかし、この点につきましては、工藤調査会が、その調査の重点を旧地主の現在における生活上及び生業上の問題に置いて調査をいたしましたのでござい

ます。したがって、そういう意味においては、いま言ったような方法をということ、政府もそういう方法を一応とつたのでありますが、現在法案として出してありますいわゆる報償法案は、こういう社会保障的な面とは別な、先刻も申し上げましたように、旧地主の民主化に対する協力、その心理的影響を受けたという者に對してのねぎらい、こういうことで出してあるのでございまして、そこに観点が相當に違つておるわけでござい

ます。また、工藤調査会におきましても、「なお、農地改革が被買収者に与えた心理的影響が強く残っていることは調査の結果からも明らかとなつてゐるが、それにしても、巨額な金銭を被買収者に交付することは諸般の情勢上適當でないとする見解が多かった。ただ意見の相違がある状況にかんがみ、これについての本調査会の結論を差し控える。」ということでございます。そこで、心理的

影響の残つてゐることは認めるが、多額の金銭をそれに交付することについては反対意見もあつたので、これに關しての調査会の結論は控えたいわけでございますが、政府といたしまして、この調査会の報告の中を受けまして、額につきましても、何ぶんにも日本全国にわたる農地大改革でございまして、総額といたしましては千四、五百億というものが予想せられるのでありますから、その額は決して少ない額とはいへませんけれども、しかし、個々に当たつてみますと、累退率等も加へまして、また最高は百万円、こういう制限も加へまして、やはり額におきましても、やり方においても、この答申案の精神というものをくんで実行したわけでございます。したがって、この工藤案と矛盾してゐるとは考へておらぬ次第でございます。

○村山(喜)委員 それはおかしいですよ。給付金を支給することについては、否定的な意見を發表してゐるわけですか。大多数の意見はそうだったといつてゐるじゃないですか。その事實はあなたもお認めにならなければおかしいですよ。そこで、工藤調査会が調査をしたそのときの立場というものは、政府が今日までとつてまいりました、法律に基づいて正當な補償をもつて行なわれた農地改革そのものを検討することは適當でない、こういう立場から、工藤調査会としては、生活上、生業上の問題、すなわち旧地主に關する社会的問題について調査をしたのでしよう。これに限定した。政府の諮問もそれに限定をされて出されたわけですか。だから、工藤調査会にその責任があるような言い方ではなくて、工藤調査会は、總理大臣の正式の諮問機關として政府が諮問を正式にされた、それに対して工藤調査会は熱心な討議を行なつて、十三回にわたる審議の結果、このような答申を行つてきた、そういう政府が正式に諮問をしたものについては、やはり尊重しなければならぬという立場を政府としてはお持ちにならなければならぬはずですよ。そこで、工藤調査会のいわゆる諮問の内容あるいは検討された内容

は、別な角度から今回は行なつた。そこで三十九年三月三十一日に總理府の臨時農地等被買収者問題調査室の調査結論、こういうような調査角度を変えて調査されたものだと思うのですが、この問題についてここに報告書をわれわれは受け取つておりますが、これによりまして、いわゆる調査の結論としては、生活上、生業上の問題については、前回の調査と差がない。やはり旧地主のほうは生活もいよいよ、そして動産やあるいは消費財にいたしましても、テレビとかその他のそういうような消費の長い資産等についても、たくさん持つてゐる、こういうことが政府の調査によりまして明らかに出てきた。そこで世論調査の動きであります。世論調査の動きは、これによりまして明らかになりました。条件つきまで含めて五〇・七%、ようやく半分が政府が何らかの措置をとることがよからうというのに賛成をした。しかしそれと同時に、ただし困つてゐる人だけにとつての五九・六%、一〇%も多いのですから、政府が一生懸命になつて被買収者に対して何らかの措置を講じようというので、そういう方向に持つていこうとなつた調査をした結果も、六割は困つてゐる人だけに支給したほうがいい、こういう結論が國民の世論として出てきたのであります。そこで世論の動向は、気持ちよくわかる、だが困つてゐる人だけに政府は報償をすべきだ、こういうのが世論の動向なんです。ところが、政府の今回の提案によりまして、世論の動向等を勘案して云々と書いてあります。しかし、世論の動向は、政府のようにならぬから百万円までの格差をつけて、しかも人間を対象にするのではなくて、土地の面積を中心にする、そういう報償を行なう、こういう形でやるということ、世論としてはこれは認めてゐないわけですよ。にもかかわらず、何ゆゑに全部に報償を実施する方針を政府としてはとつたのか、この点についてお答え願ひます。

○日井政府委員 この政府で行ないました世論調査は、報償を知つてゐる者が五七・二%で、このうち報償をすべきだという者が三三・四%、またはしてもよいというのが二八・四%です。ですから六一・八%が大体報償をしてもよろしい。しないほうがいいというのが二二・二%、すべきでないというのが一〇・三%、ですから、しないほうがよろしいというのが二二・五%、わからないとする者がそのほかに一五・七%ということでありま

す。さらに報償に關する賛否両論について意見を開いた後に、結論として報償に対する意見は、すべきだという者が二一・八%で、またしてもよいが二八・九%、合計すると五〇・七%がしてもよいという方向であります。しないほうがよいとか、またはすべきでないという者の合計が二六・一%、わからない者が二三・二%、こういうことは、他の一般世帯に比べて、簡単に申せば、そう悪くないというのがお説のように出ております。しかしながら、この今回の法案は、御承知のように、社会保障的な意味でやるものではございせんので、したがって、そういう点について私どもは一般世帯に比べてそう必ずしも悪くないといつて、これを報償しないという理由にばかりは該當しない、こういう考へでございまして、その心理的影響とその功績に對して報償をすべきである。ただし、いろいろそういう議論もございしますから、そこで最高額の制限、また累退率をかけて、適當にそれらのバランスをとつて法案を提出いたしました、こういうわけでござい

ます。○村山(喜)委員 この調査表の四の三五%のもつともだというのと、それからしてもよいという結論の両表を使ひまして、その多い数だけをあなた

いうのが二・八％、してもよいというのが二八・九％ですから、結論として言えることは五〇・七％、わずかに半分以上を占めること〇・七％しか賛成していない。(「わからぬのが二・一％ある」と呼ぶ者あり)わからぬのはわからぬでいいのだ、黙っている。表裏によりますと、どういふ地主に対してやるべきかという間に對して、困っている人だけというものが、実数は四千九百九十一人で、五九・六％ですから、これは六割です。だから、政府が調査をし、工藤調査会からの答申をもらい、あるいは政府みずから行なった世論調査にしても、明らかに世論としては、氣持なさいというものが国民世論だ。これを明らかに無視して出したのが、今度の報償法案であることは事實でしょう。このことだけは、政府が何と言われようが、客觀的な事實として、あなた方が調査された結論に基づいて出されたんだから、その結論を無視したということは言えるでしょう。

そこで、社会保障ではないという答弁が長官からございましたので、私は、この際、報償と補償の問題についてだしてまいりたいと思います。

三十八年の一月二十五日、当時の官房長官でありました黒金さんが、補償は過去のもの清算することだが、報償は前向きのものである、報償は法的な義務關係を伴わない見舞い金的なものである、こういうふうな記者会見で新しい學説を發表された。そこで、その後におきます政府自民黨の關係者の具体的な案がきまったというので内容をみてみますと、三十八年三月十二日に自民黨四役會議で具体的な内容がきまったものがございす。この内容は、御承知のように、報償金の算定基準は旧地主である人を対象とし、これに被買収農地の面積を加味する。網島案は被買収農地の面積を報償の主たる基準としており、これでは買収價格に對する追加払いの印象を与え、補償の性格を伴うので、あくまでも旧地主を報償の対象とする趣旨から考へて、人を対象にするのだという方向が打ち出されました。第二点は、報償に必要な

財源として、主として農地改革當時政府が買収したまま未処分にしてある都市周辺の農地約一万一千四百ヘクタールを処分してこれに充てる。この方法をとれば、一般会計から支出する必要はなくなる。今後農林省、大蔵省にこの処分について同意を求める。これが當時の方針であります。そのほか三點、四點あるようでありますが、これは省略をいたしておきますけれども、世論に對する對策もありまして、このような方向を一時はきめたことがある。しかしながら、この問題については後ほど私財源關係の場合に質問をいたしてまいります。現在の農地法の上から考へてみても、この國有地を賣却して財源を捻出することは困難であるという結論が出たに違いないと思うのであります。したがって、今回一般的な財源の中からこれを國債の整理基金の中に繰り入れて、その中からこの給付金を出そうという方向がとられたと考へるのでありますけれども、これにつきましては私は後ほど触れてまいりますけれども、いまこ

でお尋ねをいたしたいのは、この報償と補償の問題に對する見解であります。三十九年の二月十一日に、農林省はこの農地報償の問題に關連をいたしまして、うしろ向きの政策であるとして担当を断りました。理由として述べられていた点を見てみますと、第一に、農林省としては最高裁が認めていようと、戦後の農地開放は正しかったという立場に立つて、あと始末の必要を認めない。第二に、何に對して報償のうのか、農林省の立場からはわからない。第三に、農政に属することではない。調査によれば旧地主の四割は農民ではない。第四に、自立経営農業の育成推進と農地開放には矛盾はなく、間違ひであると認めるような印象を与えるうしろ向きのものを手を出してよごれたくない、これが農林省の立場である。そこでこの報償というものと補償というものととの間には、あなた方は一体どういう見解をお持ちになるのか、この点について、これは法律的な問題でございすから、法制局の見解をお尋ねしておきま

す。

○田中(康)政府委員 補償ということばは、憲法にも出てまいりますし、また土地收用法その他の法律にも一般的に幾つか出てまいります。幾つか出てまいりますので、法律上は非常に熟した用語であるといふふうな考へておられます。法律用語として出てまいります場合には、損失の補償、あるいは損害の補償、また災害なんかの場合には災害補償といふような形で出てまいります。一般的に補償はどういう意味で使うかと申しますと、一定の法律關係または災害その他の事實問題の發生といふようなことを前提といたしまして、それによる損害といふものがある場合に、その損害を法律上または契約上の義務といたしまして償う、かういふようなことを基本とする觀念である、かう

に考へておりました憲法上補償といふことばが二十九条なんか用いられます場合には、それが正當な補償でなければならぬといふことになつておりますことは、御存じのとおりだと思ひます。これに對しまして報償と申しますのは、実はそれほど法律上にも出てまいりませんで、熟した法律用語といふわけではございせん。そこで法律用語として熟してございせんので、補償といふことばよりはよりゆるいものであるといふふう

に突はわれわれは解釈しております。これはたとへばある一定の事實に基づいてこうむります心理的影響が大きい場合に、これを緩和するためであるとか、あるいはある貢獻をした、ある寄与をしたといふような場合に、この寄与または貢獻に對して報いるといふためにする場合、あるいはまたある一定の政策目的を推進するために、その奨励的な意味で出すような場合に報償といふようなことばを使いまして、補償とは區別をいたしておる、かうに考へておるわけではございす。

○村山(喜)委員 それでは重ねて法制局にお尋ねいたしますが、この法案の内容を見ますと、給付金は、被買収者の農地の面積を基準にして、いわゆる通減方式を上にいたしますと、これはお

りますね。これは報償ではなくて、性格的、内容的には補償金でしょう。そこで、この追加払いなりあるいは後払いという性格を持つ内容のものは、これは売買當事者間で処理するのが、商取引上の慣習である。当然のことながら、商法上の義務行為となつてくる。これが法律關係ではありませんか。そうでしょう、その点はいかがです

○田中(康)政府委員 補償の場合におきましては、いまおつしやいますように、たとへばそこに商取引がございす場合には、商法上の取引にかゝる對価の支払いといふようなことであると考へるのでございすけれども、報償の場合におきまして、そういうような一定の基準を用いてはならないといふことは、これまでございせんわけがございまして、これは非常に例が悪いかもしれませんが、勲章等にも勲一等から勲八等まであるといふように、やはりそこには一定の基準がございす。今農地被買収者に對しまして行ないますが、報償につきましても、そういう基準をただ農地の當時用いました面積等によつておる、かうな

は追加払いという形で反別に応じて払われる。そしてその中には社会保障的な政策も加味されて減主税でやっていくんだ、こういうような形が社会政策的な上から政策論としては生まれてくる。しかし、法律論として考えていくならば、そういう形をとっていくとするならば、これは土地を基準にして、土地に比例をして追加払いをする内容ですから、当然財源は売り渡しを受けた旧小作人から国が徴収をして支払いをするという立場に立たなければならぬ。しかしながら、そうした場合には、当時の農地売買の価格については、昭和二十八年十二月二十三日の最高裁の大法廷で判決はもう確定をしておる。これをくつがえすわけにはいかぬので、そこで今回の給付金の法案は、政府がこの最高裁の判決を無視して、農地改革の価格

は正当なものであったという判例をくつがえす方向で内容的には出されている。こういうようなものは、性格的に見て、幾ら形の上では報償だといっても、内容的には明らかに補償金だ、こういうふうな受け取りざるを得ないと思うのでありますが、政府はそれについては良心の苛責はないのですか。

○日井政府委員 これはもう御承知のように補償ではございませんので、したがって、補償に対する追い払いではなく、被買収者に対する心理的影響とか、それからまた民主化に対する功績、功勞に対するねぎらいの報償だという見地に立つておるわけでございますが、ただ金で支払うので、やはり追加払いと同じじゃないかという御意見かと思うのでありますが、なるほど形は金で支払うのでありますけれども、この際、たとえば勲章が何かでねざらうという方法もございまして、う。しかし、根本が、農地という財産を政府が買つて、また旧地主がそれを売って、それに対する報償でありますので、しかもいろいろ千差万別の面積もあるわけでありまして、したがって、農地という財産を買収されたことから生じた貢獻、それから功勞に報いる、こういう観点からすれば、やはり金銭で交付することのほうが国として

ての報償の念を表明することには適當である、こう考えた次第でありまして、この農地改革に対する貢獻、またその受けた心理的、経済的影響ということを考えますと、これを被買収農地の客観的価値やネット買収された農地の面積などに相当開きがあるような場合にまで一律にこれをやれということも、常識的に考えると——いま法制局は勲章でもいろいろ差があるという例を一例引いたのでありますけれども、一律というより、やはりこれに對してはむしろ支給額の計算方法に何がしかの差異を設けたほうが、社会通念から考えると合致するのではないかと。そこで畑及び北海道の農地の面積につきましても、割引とか、売り渡し面積の差を引き計算、それから買収面積に應ずる累進率、これらを設けてそれらを勘案いたした次第であります。

○村山(喜)委員 そこで、社会通念から見て差があるのが当然だという思想、考え方、それをもう少し私は突き詰めてみると、報償というのは、提案理由の説明によりまして、貢獻が非常にあつた、貢獻を多とする、心理的影響をも考慮して、この二つの要素からなっております。とするならば、いわゆる國策に協力をしてくれたそれに対する礼金的なもの、あるいはその心理的影響を受けたので、これに対する見舞い金的なもの、政府の提案理由によりまして、こういう二つの内容から要素は成り立っていると考えるのであります。そう受け取って差しつかえないですか。

○日井政府委員 大体においてさようお受け取りいただいてけっこうであります。

○村山(喜)委員 そこで、見舞い金とは一体何ぞやという問題であります。通常の社会通念では、不慮の災難、事故に対する寸志でありまして、財産を対象とせずに、人物、所有者、個人に対する見舞いの気持ち表現するのが見舞い金だ。そこで、この見舞い金の性格からいくなれば、農地改革によって旧地主の人々が災難にあつたので国が見舞い金を出す、こういうことですか。

○日井政府委員 提案理由の説明の中にも、ことさらに見舞い金というはつきりした名称は用いておりませんけれども、やはりねざらうといひますか、その心理的打撃を受けたことに對するねぎらいといひば、それはお見舞い、こういうふうな解釈しても差しつかえないと思うのであります。そういう意味からいたしまして、私もことさらに見舞い金でないと云ふ必要はないと思うのであります。お見舞いの方法には千差万別、いろいろ方法がございまして。しかし、一番はつきりしてわかりやすいのは、ことに先ほど来申し上げておりますように、財産を売り渡して、その功績と心理的影響に對するねぎらいでありますから、そこでやはり金でしたほうがよからう。表彰などする場合にも、表彰状一枚のときもありませんし、あるいはまた記念品を贈る、また金一封をつける場合もありますし、いろいろの方法はあるのであります。いま申し上げたようなわけで、やはり金で、そして千差万別に應じた中を大別してある程度格差を設けた、こういうわけでありまして。

○村山(喜)委員 財産を売却したんだから、精神的なショックに對する見舞いだ。ところが、農地の売買価格は道法になされ、適當であつた。ただし、精神的被害に對しては補償をしていないので、この際精神的なショックに對して見舞いをする、こういうことですか。大地主には大地主で、零細な地主は零細な地主で、それぞれに精神的なショックを受けたというところが事実だ、こういうことになれば、それは反別に對して、その精神的なショックを受ける影響度というものに差異があるというところを客観的に証明ができませんか。

○日井政府委員 この点は先刻も申し上げましたように、たとえば極端に言つと、一反のものも数町歩のものも、あるいは数十町歩のものも、同じ画一にするということは、その心理的影響については、必ずしもよい出しから、あるいは少なくとも売り渡したからとばかり言えぬ筋があるかもしれないけれども、しかし貢獻といひますか、そういうものであれば、先ほど申し上げましたよう

に、全部画一的にやるということも、社会通念上から見てちよつと常識からは許されていない。それにいたしまして無制限にそれに比例をとるといふことも、これもまたいろいろな観点から考慮しなくてはならぬ、こういうことで、先ほど来申し上げましたようないろいろな段階を設けて、累進率を設け、そして最高の額もきめて、これを報償する、こういうことにいたしましたわけ

○村山(喜)委員 いわゆる貢獻を多とするという内容と、精神的影響を受けたので、それに対する見舞いをする、二つの要素から成り立つ。見舞い金的なものとなれば、人間を、その個人を対象にしないでならぬ。大地主であつても、あるいは耕作地主、在村の零細な地主であつても、精神的なショックを受けたという意味においては、これは差はない。片方においては、面積が多ければ多いほど貢獻の度合いが高かつた。政府の解釈によれば、こういう判断の基準を政府が立てること、私は、私はできると思う。しかし、その精神的なショックを受けたものは差がないということになりますと、内容的にはこれを見ても、一万円から百万円までの範圍にわたるわけですが、その精神的なショックを受けたものに対する見舞い金的なものも要素として入っているというのですから、それは金額的にあらわしたほどの程度になりますか。一万円ですか。それが全然入っていないのですか。全部を反別に對して、いわゆる貢獻の度合いに應じてあなた方はやろうとしているじゃないですか。

○日井政府委員 精神的な影響を受けた、そのショックに對する考慮が全然払われていなかったというところではもちろんございせん。しかし、その度合いというものに幅を持たしたというものは、やはり貢獻の度合いと——もちろんこれは影響を受けるというの、個人的な、その人の持つ心境でございまして、それによつていろいろ違ふことでもありますが、しかし、形の上から實際見ますれば、確かに大量の土地を売り渡した者に対

しては、やはりそれだけよいに貢献があったというふうな考えてしかるべきではないか、こういう考え方でございます。ただ画一的にということについては、私は常識的に考えて画一の方法をとらぬで、そこでいろいろその度合に応じたことを一応ものさしをつくって、そして減退率とか割引とか、そういうもので勘案をした、こういうわけでございます。

○村山(喜)委員 提案の理由は、報償の内容として要素的に二つある。それはいわゆる貢献を多とすることと、心理的なショックを受けた者に対する見舞い金的なものが入っている。提案の理由の説明はそれだけでも、法律の内容はそうじゃない。これは一万円から百万円までの格差をつけて、農地を開放した面積の度合いに応じてやろうとしている。したがって、これは貢献を多としたものに対する要素しか入っていない。人間が中心じゃないですよ。これは物が中心だ。だから、この法律の内容は、あくまでも追加払い、後払いの形になっているといわざるを得ない。ここに羊頭を掲げて狗肉を売るといふ内容的な提案と、あなたの方の法律案の矛盾点が出ておる。このことをはっきり指摘をしておきます。そこで、これらの問題につきましましては、私は人を対象とする以上は、均等払い、均等額というのがたてまえでなければならぬと思う。これは報償にはならないと思う。政府は、報償といながら補償をしようとしている。

そこで、この農地の問題については前にさかのぼらなければならぬわけですが、報償は何回も同じことで受けられるかという問題をどうお考えでございますか。これは法制局に聞きます。

○田中(康)政府委員 報償と申しますのは、先ほど私がいろいろ申し上げました中にも述べましたとおり、いろいろな目的によりまして報償を出す場合でございます。そこで、たとえばこの旧自作農創設特別措置法におきましても、報償金というような名前によりまして報償をしておる、こういう

ようなこともございますが、法律的に申しますならば、これはいろいろな目的によつて違ひましようけれども、報償を何回やつても可能ではないかというふうなことは考えておられますが、ただ、そういうことが国民全般の意思として許されるかどうかという点にすべてがかかってくるというふうな考えております。

○村山(喜)委員 農地改革がありましたときに、総額二十億円を当時において報償金として支払いをしておる。これについては、農林省の農地局から見えておりますので、その報償金はどういう理由に基づいて当時なされたものであるか、これについて説明を承っておきたいのでありますが、当時の価格において二十億円、しかも米価はそのとき石当たり百五十円、消費者米価が、七十五円、地主米価はそれよりもっと低くて五十五円、こういう時代に反当たりたんぼで二百二十円、畑で百三十円の報償をその当時も行なつておる。しかも今回もまた報償をする。そういうような何回も報償を受けるだけ、はたしてそれだけの貢献度というものがあつたのか。それは何に対して貢献をしたのですか。これは農林省の立場からお伺いをいたします。

○石田説明員 お答え申し上げます。

先生お話しございましたように、旧自創法におきまして、地主に対して買取対価を払いますと同時に、中小地主に対して買取対価を払いました、かつまた奨励的な意味があつたわけでございますが、中小地主に対して一定の面積を限度——三町歩であつたと記憶しておりますが、これに對しまして、いまお話しございましたように、田で平均反当二百二十円、畑で平均反当百三十円、こういう報償金を支払つております。これはいま申し上げましたように、農地改革を円滑に実施するということ、並びに中小地主に対する政策的配慮という点から、実施されたものでございます。

○村山(喜)委員 まだ答弁が残つておる。農林省の立場から私がお伺いしておるわけです。というのは、これはあとで農林大臣に来てもらいます

が、農林省としてはこの担当を断るときにはつきりしておるわけです。それは一体何に對して報い、何を償うのか、農林省の立場からはつきりしない、こういうことを明確に言っているのではありません。そこで、農林省の立場で、農業政策の上に、農林政策の上において、どういふ貢献の度合があつたのか。貢献を多とするというのですから、その貢献を多とする度合について——農林省の三十九年の発表によりますと、何に對して報い、何を償うのか、農林省の立場からはわからない、こうなつておるのですから、それが今度は政府の立場になりますと、貢献を多とするというところの農林省の解釈が違つてきたか、あるいはそれを農林省の意見はそうだけれども、政府はこうだという見解に立つて政府がお出しになつたのか、そこら辺つまびらかにいたしませんので、農地政策を担当する立場からお答えを願ひたいのであります。

○石田説明員 お答えを申し上げます。

農林省といはしましては、農地改革の際の買取対価といふものは正当であつた。したがつて、その支払いは完了したしておる。さらに当時のいわゆる報償金における奨励的措置、それらの措置もあるといふことで実施されたといふことで、それらの農地改革そのものとしては、これは完了したしておるというふうな考へております。したがつて、別途各般の見地からいろいろな立案がされる場合があるかと存じますが、農政面からいたしますならば、農地改革問題のそのような対価問題は終了したしておるというふうな考へております。かつまた、農地改革そのものは、これは現在の日本の戦後農業といふものを復興いたしてまいります上に、非常に有効なものであつたというふうな考へておる次第です。

○村山(喜)委員 農林省としては、農政面から見たらすでにこの問題については完了したしておる。政府は別な角度でこの問題を取り上げたのだらうと

言う。白井長官、どういふ角度から二十年にもなる今日において、法律的にいえば時刻にかかるといふ、そういうような内容のものをこの段階において出さなければならぬ必要性、これについて説明願ひたい。

○白井政府委員 先ほど農林当局のお答えによりまして、二十五年当時出した報償というのは農地の開放を円滑ならしめようということでありまして、しかし、その後御承知のように、たしか二十七年だと思ひますが、これが農地を自由に転売できるように法律を変えたわけでありまして。そうして、その後の社会情勢も変わりました。大都市などはことに激しいのであります。都市を中心として宅地あるいは工場の敷地等のために、他に転用をせられて、旧売買価格の数百倍、数千倍というふうな価格で、ところによつては売買をせられたというふうなことで、これを目の前に見ている地主といはしましては、これは非常に耐えられない心境であるといふことは、私もそういう土地などは持つておらない者でも、推測にかたくないわけでありまして。そこで、そういう点もあつたわけでありまして。そこで、これをそのまゝにしておくといふこともまことにお気の毒であるといふ点もあつた。それから、功績といふことをたびたび申し上げておるのですが、もしこの農地改革が当時なかつたといふこと、あれば円滑にすみやかにできなかったといふことを考えると、これはもうトラブルが非常に起こるといふことは、第一次大戦後に非常な小作争議が暴増して、一つの社会不安といふやうなことにまでなつてまいりました。したがつて、今次の大戦後においても、そういう一つの非常な社会不安といふことにもなりかねなかつたと思ふのでございます。これらがほとんどすべて解消、少なくとも農村方面になくなつたといふことは、これは旧地主の非常な協力、功績といふものを多としてよろしいのではないかと。日本の経済もこれだけ復興してまいりまして、この功績といふものを旧地主だけの犠牲においてするといふことについては、いかがな

のか。今日のように非常に経済が成長して国の力が出てきた場合においては、やはりこれに対して国としてねざらうことが適當ではないか、こういうようなことでございまして、したがって、政府といたしましてもこれに對してねざらうをする、こういうことになったわけでありまして。

○村山(喜)委員 みずからの土地政策の失敗を国民の犠牲に振りかえる。私は、後ほど土地政策の問題については追及をします。その問題をとらえて、それはなるほどそういうようなのを目の前に見て、数万倍もするような価格で売る、あるいは数千倍の価格で売る。それを見ておる旧地主は、感じとしては非常に悪い感じを持つことは事実でありまして。これは感情論としてはそのとおり。

○村山(喜)委員 今度は二回目です。二回あることは三回あるということがある。この次はやらないというのも、政府の答弁のその答弁で、また少なかつた、こういうことになると、また次から次に請求の問題は出てきます。というのは、この地主問題についての開放農地の処理の運動の方向をめぐりまして、ずっと歴史的に過程をたどって見ますと、いわゆる最高裁の判決等が出され、あるいは地主団体の中における内部分裂等もあって、あるいは地主団体の中における引き揚げ者の給付金が五百億出された、これらによってまた勢力が盛り返してきたという客観的な事実があるわけですね。この引き揚げ者の問題については、今後これとの関連性の中で問題をあとから取り上げてまいりますが、その問題については、これはお互いに関連がありながら、そしてそれが止揚し合ひながら、要求というものは次から次に出されてくるということには、政府も考えておって、もらわなければならぬことです。その点だけは予言を申し上げておきますが、後ほどこの問題については触れますので、この際は法案の内容にちよつと入ります。

○村山(喜)委員 今度で二回目です。二回あることは三回あるということがある。この次はやらないというのも、政府の答弁のその答弁で、また少なかつた、こういうことになると、また次から次に請求の問題は出てきます。というのは、この地主問題についての開放農地の処理の運動の方向をめぐりまして、ずっと歴史的に過程をたどって見ますと、いわゆる最高裁の判決等が出され、あるいは地主団体の中における内部分裂等もあって、あるいは地主団体の中における引き揚げ者の給付金が五百億出された、これらによってまた勢力が盛り返してきたという客観的な事実があるわけですね。この引き揚げ者の問題については、今後これとの関連性の中で問題をあとから取り上げてまいりますが、その問題については、これはお互いに関連がありながら、そしてそれが止揚し合ひながら、要求というものは次から次に出されてくるということには、政府も考えておって、もらわなければならぬことです。その点だけは予言を申し上げておきますが、後ほどこの問題については触れますので、この際は法案の内容にちよつと入ります。

○井井政府委員 この点につきましては、先ほど申し上げましたように、すでに三十九年六月に大蔵大臣、官房長官、総務長官が池田内閣当時にもこれをもちて最終の解決とするという合意のもとにされたのでございまして、したがって、現内閣もその方針を踏襲いたしておりますから、今後再びこういうような報償という問題については、あるいは補償という問題についてはもとより、情勢が変化したからというのでやるといふことは考えておりません。

○村山(喜)委員 今度で二回目です。二回あることは三回あるということがある。この次はやらないというのも、政府の答弁のその答弁で、また少なかつた、こういうことになると、また次から次に請求の問題は出てきます。というのは、この地主問題についての開放農地の処理の運動の方向をめぐりまして、ずっと歴史的に過程をたどって見ますと、いわゆる最高裁の判決等が出され、あるいは地主団体の中における内部分裂等もあって、あるいは地主団体の中における引き揚げ者の給付金が五百億出された、これらによってまた勢力が盛り返してきたという客観的な事実があるわけですね。この引き揚げ者の問題については、今後これとの関連性の中で問題をあとから取り上げてまいりますが、その問題については、これはお互いに関連がありながら、そしてそれが止揚し合ひながら、要求というものは次から次に出されてくるということには、政府も考えておって、もらわなければならぬことです。その点だけは予言を申し上げておきますが、後ほどこの問題については触れますので、この際は法案の内容にちよつと入ります。

○井井政府委員 この点につきましては、先ほど申し上げましたように、すでに三十九年六月に大蔵大臣、官房長官、総務長官が池田内閣当時にもこれをもちて最終の解決とするという合意のもとにされたのでございまして、したがって、現内閣もその方針を踏襲いたしておりますから、今後再びこういうような報償という問題については、あるいは補償という問題についてはもとより、情勢が変化したからというのでやるといふことは考えておりません。

○村山(喜)委員 今度で二回目です。二回あることは三回あるということがある。この次はやらないというのも、政府の答弁のその答弁で、また少なかつた、こういうことになると、また次から次に請求の問題は出てきます。というのは、この地主問題についての開放農地の処理の運動の方向をめぐりまして、ずっと歴史的に過程をたどって見ますと、いわゆる最高裁の判決等が出され、あるいは地主団体の中における内部分裂等もあって、あるいは地主団体の中における引き揚げ者の給付金が五百億出された、これらによってまた勢力が盛り返してきたという客観的な事実があるわけですね。この引き揚げ者の問題については、今後これとの関連性の中で問題をあとから取り上げてまいりますが、その問題については、これはお互いに関連がありながら、そしてそれが止揚し合ひながら、要求というものは次から次に出されてくるということには、政府も考えておって、もらわなければならぬことです。その点だけは予言を申し上げておきますが、後ほどこの問題については触れますので、この際は法案の内容にちよつと入ります。

金を出したのか、出さないのか、これについて農地局のほうからお答えを願っております。

○井井政府委員 この法律案の内容の中に、買収をされたいわゆる農地被買収者に対しては給付金を支給する、第三条第二項で、「前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者には、給付金は、支給しない。」として、国籍を持っていない個人並びに「外国法人、株式会社その他の政令で定める法人その他の団体」、私がお尋ねをいたしておるのはこの第三条の第二項の第二号に關する内容であります。そこで自然人に對しましては、まあ政府の見解によるならば、これいわけゆる被害を受ける、精神的なショックを受ける。ところが、法人なり団体というものは、これは法律上の權利、義務の主体となり得ることは言うまでもありません。人格も持つております。しかしながら、感情というものはない、いわゆるハートがないといわれるのは、この關係であります。その場合に、いわけゆる見舞い金的な内容のものを与える必要はあつたのであるのかどうか。すでに解散をしたものもありまして。あるいは継続をしておるものもありまして。このものを対象として取り上げるのは、個人に準ずる法人等を救済するのだという説明が事務局よりなされました。しかしながら、この法律案の規定の方向を考へてみるならば、外国法人なり株式会社というものは、一つの例示規定であらうと思つたのです。これは株式会社をいたしまして、外国法人にしても、その他の政令で定める法人にしても、これが法人であることに変わりはないとすれば、政令で定める法人その他の団体、こういうふうにしておけば法律上は問題がないにもかかわらず、これには法律の形式としてここに「外国法人、株式会社その他の」ということばまで入れて、「その他の政令で定める法人」というものまで入れてここにわざわざ出している。一体それはどういうふうな内容を考へていたのか。これは法律の立法技術の問題に關係をいたしますので、法制局。

○井井政府委員 この法律案の内容の中に、買収をされたいわゆる農地被買収者に対しては給付金を支給する、第三条第二項で、「前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者には、給付金は、支給しない。」として、国籍を持っていない個人並びに「外国法人、株式会社その他の政令で定める法人その他の団体」、私がお尋ねをいたしておるのはこの第三条の第二項の第二号に關する内容であります。そこで自然人に對しましては、まあ政府の見解によるならば、これいわけゆる被害を受ける、精神的なショックを受ける。ところが、法人なり団体というものは、これは法律上の權利、義務の主体となり得ることは言うまでもありません。人格も持つております。しかしながら、感情というものはない、いわゆるハートがないといわれるのは、この關係であります。その場合に、いわけゆる見舞い金的な内容のものを与える必要はあつたのであるのかどうか。すでに解散をしたものもありまして。あるいは継続をしておるものもありまして。このものを対象として取り上げるのは、個人に準ずる法人等を救済するのだという説明が事務局よりなされました。しかしながら、この法律案の規定の方向を考へてみるならば、外国法人なり株式会社というものは、一つの例示規定であらうと思つたのです。これは株式会社をいたしまして、外国法人にしても、その他の政令で定める法人にしても、これが法人であることに変わりはないとすれば、政令で定める法人その他の団体、こういうふうにしておけば法律上は問題がないにもかかわらず、これには法律の形式としてここに「外国法人、株式会社その他の」ということばまで入れて、「その他の政令で定める法人」というものまで入れてここにわざわざ出している。一体それはどういうふうな内容を考へていたのか。これは法律の立法技術の問題に關係をいたしますので、法制局。

○井井政府委員 この法律案の内容の中に、買収をされたいわゆる農地被買収者に対しては給付金を支給する、第三条第二項で、「前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者には、給付金は、支給しない。」として、国籍を持っていない個人並びに「外国法人、株式会社その他の政令で定める法人その他の団体」、私がお尋ねをいたしておるのはこの第三条の第二項の第二号に關する内容であります。そこで自然人に對しましては、まあ政府の見解によるならば、これいわけゆる被害を受ける、精神的なショックを受ける。ところが、法人なり団体というものは、これは法律上の權利、義務の主体となり得ることは言うまでもありません。人格も持つております。しかしながら、感情というものはない、いわゆるハートがないといわれるのは、この關係であります。その場合に、いわけゆる見舞い金的な内容のものを与える必要はあつたのであるのかどうか。すでに解散をしたものもありまして。あるいは継続をしておるものもありまして。このものを対象として取り上げるのは、個人に準ずる法人等を救済するのだという説明が事務局よりなされました。しかしながら、この法律案の規定の方向を考へてみるならば、外国法人なり株式会社というものは、一つの例示規定であらうと思つたのです。これは株式会社をいたしまして、外国法人にしても、その他の政令で定める法人にしても、これが法人であることに変わりはないとすれば、政令で定める法人その他の団体、こういうふうにしておけば法律上は問題がないにもかかわらず、これには法律の形式としてここに「外国法人、株式会社その他の」ということばまで入れて、「その他の政令で定める法人」というものまで入れてここにわざわざ出している。一体それはどういうふうな内容を考へていたのか。これは法律の立法技術の問題に關係をいたしますので、法制局。

○井井政府委員 この法律案の内容の中に、買収をされたいわゆる農地被買収者に対しては給付金を支給する、第三条第二項で、「前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者には、給付金は、支給しない。」として、国籍を持っていない個人並びに「外国法人、株式会社その他の政令で定める法人その他の団体」、私がお尋ねをいたしておるのはこの第三条の第二項の第二号に關する内容であります。そこで自然人に對しましては、まあ政府の見解によるならば、これいわけゆる被害を受ける、精神的なショックを受ける。ところが、法人なり団体というものは、これは法律上の權利、義務の主体となり得ることは言うまでもありません。人格も持つております。しかしながら、感情というものはない、いわゆるハートがないといわれるのは、この關係であります。その場合に、いわけゆる見舞い金的な内容のものを与える必要はあつたのであるのかどうか。すでに解散をしたものもありまして。あるいは継続をしておるものもありまして。このものを対象として取り上げるのは、個人に準ずる法人等を救済するのだという説明が事務局よりなされました。しかしながら、この法律案の規定の方向を考へてみるならば、外国法人なり株式会社というものは、一つの例示規定であらうと思つたのです。これは株式会社をいたしまして、外国法人にしても、その他の政令で定める法人にしても、これが法人であることに変わりはないとすれば、政令で定める法人その他の団体、こういうふうにしておけば法律上は問題がないにもかかわらず、これには法律の形式としてここに「外国法人、株式会社その他の」ということばまで入れて、「その他の政令で定める法人」というものまで入れてここにわざわざ出している。一体それはどういうふうな内容を考へていたのか。これは法律の立法技術の問題に關係をいたしますので、法制局。

る法人に對して、これを今日の時点においてやらなければならぬといつて、いわけゆる貢獻の度合いとそれから心理的な影響度合いを考へて出されている。心理的な影響は、そういう自然人と違つて法人には感情がないのですから、それに対して報償をしなければならぬということになれば、これは提案理由の精神にそぐわない方向になる。したがって、そういう立場から、この問題についてなぜここにわざわざこういうふうに出しになつたか。法人なり団体に対する報償は、前の場合はどういふふうになされたのか。また、今回はそれをどうしてそういうふうになしたのか。また、今回の政策的なものは一体何であるか。これについて、それからお答えを願つておきたい。

○石田説明員 最初の一点だけお答えを申し上げます。

前に農地改革の際に出されましたいわけゆる報償金でございます。これは買収する農地の所有者に對して交付するということで実施をいたしておりますので、自然人、法人区別なしに交付されております。

○田中(康)政府委員 この第三条第二項第二号の「外国法人、株式会社その他の政令で定める法人その他の団体」というように規定いたしましたのは、外国法人とか株式会社というように精神的な心理的な影響というふうなものは非常に薄いであらうということ、そういうものの代表として、例示として外国法人と株式会社というふうなものを入れておるわけでございます。立法論といたしましては、そういう例示がなく、いきなり政令で定める法人その他の団体と書いてももちろんその点は差しつかえないわけでございますが、やはり政令に委任いたします場合には、白紙委任に近く広げるよりは、ある程度例示を出して政令で定める法人の趣旨をはつきりしたほうがいいだろうといふことを出したわけでございます。ただ、個

○田中(康)政府委員 この第三条第二項第二号の「外国法人、株式会社その他の政令で定める法人その他の団体」というように規定いたしましたのは、外国法人とか株式会社というように精神的な心理的な影響というふうなものは非常に薄いであらうということ、そういうものの代表として、例示として外国法人と株式会社というふうなものを入れておるわけでございます。立法論といたしましては、そういう例示がなく、いきなり政令で定める法人その他の団体と書いてももちろんその点は差しつかえないわけでございますが、やはり政令に委任いたします場合には、白紙委任に近く広げるよりは、ある程度例示を出して政令で定める法人の趣旨をはつきりしたほうがいいだろうといふことを出したわけでございます。ただ、個

人に準ずるものというような……。(発言する者あり)

○河本委員長 静肅に願います。

○田中(康)政府委員 個人に準ずるといふうなもののついてやるといふ答弁と食い違ふといひますか、そういう趣旨が出ていないじやないかといふうに仰せられるのかと思ひますが、この点につきましましては、確かに法律制定のときにおきまして、個人のみに支給するといふことまで考へておつたわけではございせんが、政令でもつてそういうように規定することも、これまた可能だと考へております。

○村山(喜)委員 そこで、政令で定める法人とは、一体どういふものを内容として考へてゐるか。この前は田口君に対する答弁の中で、個人に準ずる株式会社、法人等は個人と同様に考へる、あるいは宗教法人等について対象として考へてまいりたい、こういう答弁であつたと思ふ。いわゆる銀行地主のような、抵当物件としてつた農地を持つ銀行等については、これは報償の対象にしない、こういうような答弁が確かにあつたようでありましたが、政令で定めるその内容をこの際明らかに願ひたい。

○八塚政府委員 外国法人は、この条文によりまして、当然これは除外する。株式会社その他の政令で定める法人その他の団体のうちでどのよなものを個人に準ずるとして考へておるかといふこととありますが、まだ法務局へは持ち込んでおりませんが、私どもの段階と申しますか、総理府等で現在考へておられますのは、たとえば同族会社、これは法人税法上いわゆる同族の持ち分がどれくらいになれば同族会社といふかといふなにかといふことで、規模に対応した同族会社の定義がございしますが、大体それをまず頭に置きまして——と申しますのは、やはり先ほどお話にありましたように、個人に準ずるといふものをどういふ基準で考へていくかといふ点にかかるといふことがございします。その場合に、同族会社は、もちろん規模は非常に大きいのもあるわけですが、もう一つ規

模といふ基準を設けたいといふことで、これは中小企業法等の基準で二十人以下あるいは商業サービスマン等では五人以下といふような基準がございしますから、それをひとつ引つぱりたいといふうに考へております。それから民法法人あるいは社会福祉法人とか宗教法人、学校法人、医療法人——医療法人は、昭和二十五年に医療法人に関する法律が出ておりますから、自創法当時には医療法人といふ看板で買収されたのはわりと少ないわけですが、それ以前にいわば民法法人でお医者さんをやつておられたところもありまして、そういうところが医療法人に継続しておるといふような、そういう諸種の法人の場合には、従業員五人以下といふようなことで規模も小さくて——そしていわば法人は自然人と違つて感情がないじやないかといふお話でございします。法律論としてはまさにそのとおりでございします。しかし、実態はそういういわば家族といふようなものに近いような団体もございしますので、それをそういう形でつかまえて対象にしていきたいといふうに、現在考へております。

○村山(喜)委員 感情がない法人が、農地改革によつてショックを受けたのですか、どうですか。

○八塚政府委員 先ほど来、貢献と心理的影響とのお話が二つのいわば提案理由の骨子になつておるといふお話でございします。私どもの長官もそういうこととお答えを申し上げておるわけですが、別にならぬからこれとこれとが別々のものであるといふうには考へてないわけですが、まして、心理的影響につきましても、人によつて千差万別でもあります。これはもう先ほどお話のとおりでございまして、非常に買取面積が大ききと、案外けろりとしておることができる立場にあつた方もあり得るわけでありまして。それから、面積はわりと少なくとも、生活上相当なショックになる、心理的に相当なショックになるというところも、もちろんあり得るわけでありまして。一般論として、貢献の度合い、心理的影響といふものを両方かみ合せて考へていくのが妥当であるとい

うことで、その二つが提案理由になつておるわけですが、その二つが提案理由になつておるわけでも、貢献といふものはあり得るわけでありまして、一方いま申し上げましたように、法人の中でも區別をいたしまして、個人に準ずるような、ただいまあげましたものが、かりに一つ一つを具体的に持たないものの中に入るかと思ひますけれども、いまのような基準で考へていきます場合には、法人といへどもいわばそれを構成しておる個人はかなり直接な感情を持つておるといふうに考へまして、そういうふうに限定したわけであり

○村山(喜)委員 どうも政府の答弁を政府委員から聞きますと、貢献の度合い、それだけはどういう個人に準ずるような法人の場合にはあり得るだらう。しかし、法人は自然人と違ふのだから、ハートがないのですから、そういうような意味において感情がない。だから、いわゆる心理的なショックを法人自身が人格体として受けるはずはない。したがつて、この場合にはやはり自然人と違つてそういうような貢献度しかないといふことにな

る。だから、一方を欠いておつてもこういうような場合には適用をする、これは提案の理由から考へて非常に拡大をした解釈になつてくる。この点については非常に問題があります。そこで私は、その貢献の度合いといふ問題については、はたして旧地主だけが貢献の度合いがほかの者よりも高かつたかどうか、この問題について客観的な判断の基準を、これから材料によつて提出をする。と同時に、農地開放をさせられた人の社会的貢献の度合いを多として報償をしなければならぬといふけれども、その農地の被買取者から農地の売り渡しを受けた小作人、いわゆる自作農民が、終戦の當時を振り返つてみますと、きわめて困難な経済状態の中で食糧増産をし、そして米は供出米として取られ、重税の中であえぎながら今日まで農村の民主化の一つの大きな柱として働いてきた。食糧増産といふ意味においても、非常に大きな貢献を

した。そこで、その法律案の内容から見てもいいますならば、当時の農地の価格はきわめて低かつた、にもかかわらず、今日においては高度成長をして土地等が自由に売買をされるような時代になつてきた、だから、いまから振り返つて当時のその大きな貢献をした地主の諸君に対して報償をしようといふのですが、しからば、そのとき、農地はもうかなり安い価格で當時は払い下げられたが、しかし、これは合法的で合理的な価格であつたといふことは、政府みづから認めておるとおりです。しからば、当時の農地の収益価格についての農林省の統計は、どういふうなものを持つておられるのか。私は、この内容の中から、働く農民が今日の日本の基礎を築いたものだと思ふ。働く者が今日の日本を築き上げてきた。このことにも思いを起さなければならぬのでありま

す。したがつて、そういう強制的な供出を受け、あるいは重税にあえぎながら、今日の独占資本は花を開いてきた。その下積みで農民がどういふ生活をしてきたのか、当時の農地の収益価格はどういふ推移をたどつてきたのか、これは農業政策の中から、当然地主の問題を考へる場合には、片一方においては農民の問題を考へなければならぬといふ問題が出てくると思ふのでありますから、そういう立場からの表をこの際お出しを願ひたい。

○石田説明員 いまお話ございましたが、農地改革当時の農民の収益価格から考へて、農地がどういふうになつておるか。これは先ほど来問題になつております買取価格、これがすなわち農民の自作収益価格として妥當なりとして算出されたものでありまして、これは当時平均玄米反収高二石といたしまして、これを供出分と保有分に分けまして、これを公定価格によりまして金額に換算し、これに副収入を加へまして、その粗収入から生産費と利潤を控除しました残額が二十七円八十八銭になります。これを当時の国債利回りの三分六厘八毛によつて還元いたしました。これが大体七百六十円になります。これをもつて全国平均白

作収価額といたしまして、これを考え方の基準として買収価格を決定してまいったわけでございます。

○村山(喜)委員 計算の基礎はそれとおりであります。当時地代として二十七円八十八銭の利益がある。ところが、これが三百円米価になりますと、この米価の利回り八円二十四銭に低下している。そして二十一年産米になりますと、マイナス二百四十七円、さらに二十二年産あるいは二十四年産米については、それぞれ農地の収益は低下しているという表を、農林省はおつくりになつていらっしゃるはずで、これはやはり農地の価格の問題に関連をして、今日の問題が事実上の問題として出ているのです。だから、これらを通じて農地の買収を受けたもの、あるいは買収されたもの、これらのものとの均衡の問題を考えていかなければならない。さらに、今日このような状態の中において、社会的に貢献をしたというのであるならば、その貢献をしたのは、はたして旧地主だけであつたのかどうか、この問題についても検討を加えなければならぬ。したがって、これらの問題については資料をお出し願つておきたいのであります。

○石田説明員 いまお話しございました自創法の買収単価の算出基礎につきましては、先ほど御説明したとおりでございます。これに對しまして、それ以後の物価変動その他によりましていかなる変化が生じてきておるかという問題がございますが、この点につきましては、一面において一般物価が上がり、かつまた米価が上がつてまいりますと同時に、また米の生産費等にも変動が生じてまいつております。これらを総合勘案いたしまして、この価格をもつて各年次とも買収を進めて農地改革をやつてまいつたというのが、その当時の実情でございます。現在におきましても、その考え方は正しかったものというふうにお考えを願つておきたいです。

○村山(喜)委員 そこで、いま農林省が、政府買い上げとして算出の根拠としております農地の買

い上げ価格をお示しを願います。

○石田説明員 現在の価格の算出基礎でございます。これは現在やはり自作収益の考え方に基づきまして、適正なる小作料を算定いたしまして、小作料の最高額を公定いたしております。それからいわずに還元をいたしまして、その小作料の十一倍をもつて、水田におきましては買収価格といたしておるわけでございます。反当たり約一万二千円見当でございます。

○村山(喜)委員 反当たりたんぼの場合に一万二千二百円、それから畑地の場合に七千三百二十六円、これは正確ですね。

○石田説明員 そうです。

○村山(喜)委員 そこで白井長官にお尋ねいたしますが、反当たり二万円という基礎判定をされた基準、これについて承りたいのであります。政府が農地法に基づいて現在買収価格として設定をしております公定価格は、たんぼの場合で一万二千二百円、それがたんぼの場合二万円という基準でありますから、その算出基礎について伺いをいたしたいのであります。といふことは、政府の買い上げ価格よりも報償金のほうが大きい。こういうようなものがはたして妥当であるかどうかということについて、内容的に検討をする必要がありそうです。

○白井政府委員 この貢献とか心理的影響というものをどういふ程度に見積もるかということ、なかなかこれはむずかしい問題ではございませんけれども、しかし、いろいろの財政的な事情も考へ、また従来のいろいろの経緯等にもかんがみまして、反当たり二万円、そして畑につきましては一万二千円ということになりました。なお、北海道につきましては大体四分の一くらいにということでもできたわけであります。この算定の基礎といたしまして、いろいろな無形の要素が加わつておりますので、なかなかむずかしい問題があります。

○村山(喜)委員 これは昨年の四月の二十一日の閣議後において、農地報償について、田中大蔵大

臣、赤城農林大臣、この二人の方には後ほど出ていただきますが、黒金官房長官、野田総理府総務長官及び林内閣法制局長官の間で話し合ひをしたときのいわゆる三百億の政府原案をきめた際には、こういうふうな内容的にきめておられるわけでありまして、政府がまためた法律案の骨子のあらましとして、いわゆる算定の方法は、現在の国の買収価格反当たり一万二千円から、開放時にすでにもらつておる価格を引いたものに十分の二をかける。田は反当たり二万円、畑は反当たり千二百円とし、反数が多くなるほど通減をして二十万円で頭打ちである。そこで政府としては、これは関係者の間の協議でありまして、一つの算定の基準といふものをここで持つておる。しかしながら、いま伺いをいたしますと、二万円といふのは、どうももろもろの要素が加わつてということである、説明ができない。そういう説明ができないようなものを国民の税金で出すということになります。これは政治のとなえの軽重を問われることになる。だから、この問題について、やはり納得する説明を私はあくまでも要求します。

○白井政府委員 私が無形と申しましたのは、心理的影響といふようなものをどう判断するか、また貢献につきましてもどういふ判断をするか、ただいま村山先生のお話のことにつきまして、当

時いろいろの案はあつたわけでありまして、しかし、政府としては財政的な事情等も考慮して、一応この辺でということでもきまつたわけでありまして、そこで現在のこの額におきましても、必ずしも農地被買収者のほうでは満足いかぬものがあるかもしれないけれども、しかし、政府といたしましては、現在の財政事情を考へて、できる限り

のそういう点では努力をするともに、またいろいろ制限を設けてあまりに巨額になることを防いでいく、こういう次第でありまして、貢献なり心理的影響といふものをどう判断するかということ一つはかかると思つております。

ただ一般税金からこれを支弁するのはどうか。先ほど何かお話がございましたが、土地を高く

売った者から一部を税金として取り上げてといううな方法等もお話に出たようでありまして、それも一つの方法かもしれませんけれども、しかし、先刻も申し上げましたように、もし円滑に農地改革が行なわれなかつたというのを考へると、食糧増産の上におきましても、これは非常な問題であり、また農村の民主化が徹底できないというこ

とも考へられる。別にそれがために日本の国が革命になるとも私は考へておりませんけれども、当時の戦後の労働状況、またこれにいま言つたような旧地主と小作人とのいさかいとか、そういうものが加わつて、社会的な不安をここに醸成した場合においては、日本の当時の食糧事情からいつても、これまた一大不安を醸成する要素になるわけでありまして、したがって、農地改革といふものが非常に重要なことであることはあらためて申し上げるまでもないことではあります。これを円滑にできたことにおいて、私も、その貢献をねぎらふ意味においては、一般の税金から支弁いたしまして一向差しつかえない。その一部を地主から取るということになりますと、またいろいろの問題等が派生いたしますので、そこで一般財源から補給して、そして十年間に逐次償還していく、こういう方法をとつたわけでありま

す。

○村山(喜)委員 私はその効用書きを聞いているのではない。その農地改革の成果については、あとほど私も意見を申し上げます。それは今日の農業政策との関連の中においてどうあるべきかという問題がありますので、それは後ほどの論議に譲りますが、私がお尋ねをしているのは、政府の農地法に基づいて買収価格という法定のものがありながら、それによつて政府自身は農地を買い上げながら、農地を対象として報償するといふ考え方に立つ今度の法律案が、その算定根拠は何にも国民の前に明らかにされないままに、一千四百六十億という金が交付公債で十年にわたつて渡されるということになりますと、これは国民は、何だ、圧力団体に政府が負かされて、そうして政府、与

党がぐるになつて、国民の前にはそういうような根拠も示し得ないで多数で押し切ろうとしてゐるんじゃないかという印象を与えるにすぎない。そうだったら、政府としては都合が悪いでしょう。だから、これについて説明をされたほうがいいんじゃないですか。

○日井政府委員 この点につきましては、ものさしではかり得ない心理的影響ですな。それからまた貢献にいたしましても、なかなかはかり得ない。しかし、貢献の度合いの差については、その量のある程度町歩等の大小でこれを制限をし、また考慮しておりますけれども……。そこで、いま申し上げたようなむずかしい、単なるものさしとか、はかりでははかり得ないような心理的とか貢献とかいうものを金額であらわすにつきましては、これを受ける側では、おれの功績、おれの心理的影響を二万円くらいでどうするのだ、こういうお立場の考えの方もあつたかもしれない。また皆さまのように、そんなによい出すことはないじゃないかという御意見の方もあつたと思ひます。そこで、いろいろそういう議論なり意見なりを総合いたしましたして、政治的にも財政的にもあらゆる面を勘案して、一番少ないところでは一万円——いまの額でございますから、一万円ぐらゐ何だというふうな方の中にもあるかと思ひますけれども、しかし、これとても数が多いのでありますから、集まりますと、皆さまで御熱心に論議をされてゐるうちに、相当な一千四、五百億ということになるわけでありまして、そういう意味において納得をしていただく、こういうわけで、勲章でもさうございしますが、人の功績というふうなものはいろいろな段階を設けてやるということとは、これはなかなかむずかしい問題でありますけれども、しかし、それでも一応社会の通念とか常識で考えて、まずまずこの辺なら政府としては適當ではなからうか、こういう判断を下して、かように決定いたしました次第であります。

○村山(喜)委員 三十九年の六月のこれは十九日の新聞ですが、自民党の総務会の了承を得た法案

があります。この内容は、今日提案をされているものと全く同じですから、当時閣議で決定したものが、今日法案として提案をされておる。そこで二万円の私は算出根拠を聞いたのですが、お答えにならない。それは、政府は初め三百億の原案をつくつた。それに対して農地報償を積極的に推進をする自民党の綱島会の方からは、当時のお金で二千八百六十億くらいだったと思ひますが、その額を持ってきた。そこで歩み寄つて総額がきまつて、そこから割り出したものではないですか。まづお話をいたしました。まづ現在予定されております千四百五十六億、約千五百億という見当をきめて、それをどういふふうに分けようか。したがつて、落ちつくところは基準反当二万円であるということでは、実は正直に申し上げて、ございせん。やはり累進率であるとか、基準反当の価格であるとか、総額であるとか、いろいろな要素をいわば同時に考慮して、現在のような案になつたわけでございます。

○河本委員 休憩と呼ぶ者あり」
〔速記中止〕
○河本委員 速記を始めて。
この際、本会議散会後まで休憩いたします。
午後一時九分休憩

午後二時五十六分再開
○河本委員 休憩前に引き続き、会議を開きます。
この際、連合審査会開会に関する件につきおはかりいたします。

ただいま大蔵委員会及び農林水産委員会より、それぞれ農地被買収者等に対する給付金の支給に関する法律案について連合審査会を開会せられた旨の申し入れがありました。これを受諾し、大蔵委員会及び農林水産委員会と連合審査会を開会することに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○河本委員 御異議なしと認め、そのように決しました。
なお、連合審査会は、両委員長との協議に基づき、明日十二日午後一時より開会することといたしましたので、御了承願ひます。

○河本委員 農地被買収者等に対する給付金の支給に関する法律案を議題とし、質疑を続けま

○村山(喜)委員 大蔵大臣が見えなかつたときに財源の問題につきましてはお尋ねをいたしたいと思ふのでありますが、一応六三年の三月十三日、この法律案の審議に先立ちまして政府自民党四役会が話し合ひをいたしましたときに、いわゆる報償に必要な財源は、農地改革当時政府が買収したまま未処分にしてゐる都市周辺の農地一萬一千四百ヘクタールを処分してこれに充てる、こういう話がありました。そこで、農林省の農地局の調査資料を出していただきたいのであります。当時の資料によりまして、農林省の所管をいたしております農地面積は、既耕地で一萬一千三百六十七町歩あつたかと思ふのであります。その中で、当時は農耕地としての貸し付け地が四千八百五十町歩、それに未利用地が五千五百八十八町歩というふう聞いてゐるのであります。そのうち北海道に四千四百二十二町歩、九州に三百六十町歩、関東に四百四十二町歩、九州に三百六十町歩、農地法の八十条により旧所有者に買収価格で売るのが当然である。ただし、未利用地を農民に新しく売るときにも、その場合の売価につきましても、たゞまゑとしては買収価格がその売買の価格でなければならぬのだ、こういうふうにおわれは聞いたのであります。したがつて、農地法のたゞまゑからいふ場合に、現に農林省のほうで所管をいたしておりますこれらの国有農地につきましては、これを国有財産として売却をして財源を捻出するのは困難である、このよ

うに聞いたのであります。その後これらの都市周辺の農地等については、それぞれ旧持ち主に対して農地法に基づいた売却がなされておると思ふのであります。この農林省が所管をしております農地は、現在どのような状態になつてゐるのか。この辺についての説明を願ひますと同時に、こういうふうにいふ一般的な財源からやるといふことになりまして、税の二重払いを国民がしなければならぬ、こういうふうにおわれは受け取るのではありません、特定財源から支払いをする方法は、あなた方はもう完全に捨てられたのか、この問題に対する回答を願ひたいと思ひます。

○八塚政府委員 これは農林省のほうからお答えすべきかと思ひますが、国有農地の現在の保有、利用状況等につきましては、私どものほうでは、農林省のほうからいただいた数字でございますが、農耕地としての貸し付けが三千八百四十七町歩、農耕地以外が七百五十七町歩、未貸し付け地が三千二百二十五町歩でございます。これは三十八年の年度末でございます。ただいま村山先生からお話がありましたように、この法案がいまのような形でまゐりますと、過剰におきましては、そういう財源の問題についていろいろ検討があつたわけでございます。そういう過程では、単に農林省の持つております農地以外の国有財産の問題等まで、あるいは一応の検討があつたようでございます。ただ、私どもがこの法案を最終的に立案されます過程で考えましたのは、この法案の目的について先ほど来だんだん長官のほうからお話ございましたが、そういう一般的な報償という趣旨のものでございまして、何らかの基礎になる、あるいはこれと関連のある特定の財源ということによって因果関係をつけるのは、必ずしも好ましくありません。もし、そういうものをいろいろ検討しました過程で、一体どれぐらいになるであろうかという金額等も検討はいたしたわけでございます。その金額等につきましては、いまはつきり覚えておりませんが、あまり大きくはなかなかならないといふ

こともございましたが、この法案の趣旨から言いますと、特定の財源をなぜこのことに使うのかという点にはなかなか説明がつかぬものではないかと、やほり一般財源でこれを措置していくというふうなきめられたと承知いたしております。

○村山(喜)委員 そういたしますと、前の三十八年の三月十二日の段階のころの農地局の調査によりました数字というものと、ただいまの三十八年度末現在、三十九年三月三十一日の報告書との間には、相当保有しております面積が減少しております。これらはどういうふうな処置をされたものか、説明願いたい。

○石田説明員 ただいま村山先生からお話がございましたように、三十八年度末には一万一千三百六十七町歩ございましたものが、三十九年度末に七千八百二十七町歩になっております。これにつきましては、これは毎年買収及び売り渡しが行なわれておりますので、その間に未処理のものについて処理を急ぎまして、自作農創設のための売り渡し及び不用品と認められるものについては売り払い、これを進めまして、現在はこの数字になっておるわけでございます。

○村山(喜)委員 そういたしますと、今回の法律案の中によりますと、この農地開放の結果、被買収者の面積が一畝以上のものに対して報償をしようというのでありますが、その後において、ただいまのように、だれも対象になるような者がいないということでも、国が創設農地について買い上げている、それから国自体が保有している、これらのものに対して、最近において約五千町歩程度のものがもとの旧地主に払い下げをされた、こういうふうな受け取りますと、そのいわゆる売買の行為がなされたのはごく最近になるわけでありまして、それでは、対象として当時においては買い上げられたことは事実なんです、その後今日の段階において払い戻しを受けたそれらのものと、今度の法案によります報償額との間に、どのようなふうな均等な措置というものが考えられ、この点について

いはどういうふうな考えておられるのか、説明を願っておきたいのであります。

○八塚政府委員 現在農林省のほうで売り払いをやっております中に、その大部分が旧自創法、農地改革当時買つて、この売り渡しの相手方としては、自創法によりますと農業に精進する人を選ん

でやるわけでありまして、うまく売り渡す相手方がない、その場合には、現行の農地法の八十条で旧所有者に再びものと買い上げた価格で売り払い、また買収された方がなくなつた場合には、一般承継人に売り払いというふうななっているわけでございます。これは御承知だと思ひますが、そういうふうにして八十条で売り渡しを受けたものは、買収された面積から差し引くということにしてあるわけでございます。それは法案の第二条にあるわけでありまして、そういうことで

ございまして、八十条によつて農林省から旧買収価格で再び売り渡しを受けた方は、今度の法案によります被買収面積のほうから差引かれるというところで、バランスはとれるというふうな考えております。

○村山(喜)委員 この法律が施行されるまでの間に、そのように措置されるものについては適法になされたであろう。私がお尋ねするのは、政府が農林省の所管として持つております農地に基づいて、売買取当になされない、農地法八十条に基づいてまだ処理されていないものがあるとするならば、今度の法律が通ることによりまして、この法律が通つた時点においては、売買はまだ現実になされないで国有農地としてそれがあつた。今度その人たちに對しては、農地被買収者等に対する給付金の支給を受けることになる。受けた場合に、その人はさらに農地法八十条に基づいて、自分としては前のいわゆる旧農地を政府に強制譲渡をした、そういうようなことでまだ受ける権利がある、こういうことを主張した場合に、当然農地法八十条に基づいて払い下げをしなければならぬという事態が出る。その場合には、この権利として給付金が反当たり二万円の割合でもらえ

る。そうすると、それと同時に現在まだ国から払い下げを受けていない者についても、価格は前と同じ旧農地法に基づく価格で払い下げを受ける権利があるのかどうか、この点をただしてゐるのです。

○八塚政府委員 ただいまの御質問は、たとえば現在の法案では四十年四月一日現在でいろいろな資格を確定することにしたしておりますが、お話をうに、現在はまだ八十条売り渡しを受けていないという場合には、この法案はやはりその面積が計算の対象の中に入るわけでございます。そういう意味におきまして、確かに將來、この支給を受けたあとで八十条売り払いを受けたという場合には、報償の給付金と、それから八十条の売り払いを受けた土地と、両方手に入ると申しますか、そういうことになるわけでございます。それは確かにアンバランスであるといへばアンバランスでありますけれども、今度の法案が、全体として、つまり先のいろいろな状態を未確定のままではまいりません。やはり今度の四月一日現在以降

被買収者の子供さんもお孫さんなどもなたもないという方が、やはりあり得るわけでございます。そうすると、そういう方は、あるいは中には主観的に相当このことについて思い悩んでなくなつたかも知れない。しかし、その方について、それではいまからさらにその方の遺族、その他をさがしてやるというわけにはまいりません。そういう意味で、ある時点を超して措置をやっていくということでございますから、若干のアンバランスということ、これは割り切らざるを得ないのではないかと、このように考えます。

○村山(喜)委員 それは法律的には可能かもしれない。しかし、行政のたてまえから、あるいは政治のたてまえからいふ場合に、そういうふうな片一方においては報償金をもらいながら給付金を受ける、片一方においてはまた旧所有地の返還を受ける、しかも当時の価格によつてこれを払い下げを受ける権利が与えられる、片一方においてはそういうものはないのです。それは明らかに不平等の問題として、子や孫の権利相続の問題とは違ひまして、現実に生きてゐる争ひの問題として出てくることは事実です。そういう結果になつたならば、それは明らかに不当利得になるのではないですか。そういうようなことをあなた方が排除する。やるとするならば、平等にやらなければならぬ。これが政治の筋であり、行政の筋でなければならぬ。だから、その点についてはこれは非常に重大な問題である。そうするか、あるいは農地法を改正するか、どちらか以外にない。それらの点について、政府としてはどういふ見解をお持ちでございますか。これは長官から聞かなければならない。

○日井政府委員 村山先生の御指摘のような、そういう多少不公平といへば不公平といふことは、率直に言つてないとも言えないかもしれませんが、しかし、完全にみな平等にというわけにいきません場合もありますので、現在の法律によりまして、そういう点において多少アンバランスといへばアンバランスのような面がないのではないので

いまお話がございましたように、昭和二十五年に三万二千三百七十町歩あった。これは毎年買収をいたし、また毎年売り渡しておるわけでございますから、このある時点においてこれだけの国有農地があったということでございまして、これは経過的に次第に減少していくべきものでございます。ただ、買収と売り渡しが続いております間は、ある時点においては必ずある程度の国有農地があることは、これは残っておるというふうに思っています。それで先ほど来申し上げておりますように、その昭和二十五年の数字が、三十八年末におてきまじは、七千八百町歩になっておるわけでございます。その間自作農創設のために、これらの国有農

地は売り渡され、それからかつまた農耕に——この自作農創設のために使わないということになりましただけ、原則として旧所有者の方に売り払ったわけでごさいます。今後ともその方針で処理をしてまいりたいと思つておられます。

それから、最初村山先生からお話のごさいます。いま申し上げましたように、あくまで自作農創設が目的でありまして、自作農創設を主体にこの国有農地というものは売り渡されていくというのが原則でございまして、例外的にその用に供せられないものが旧所有者のほうに売り渡される、こういうことになりまして。それで、今後はこの法律の趣旨にのっとりまして、厳正にこれを行なつてまいりたいと思つておられます。今後とも買取農地も毎年若干ずつはございまして。それらは今後数字がどうなるかということ、現在の農地法を私どもはその趣旨に沿つて厳正にやつてまいりたいと思つておられます。お答えになつてまいらうかというふうに思つておられます。

○上林山委員 そこで、昭和二十五年から昭和三十一年もしくは三十九年、これまでの間に、国民の土地を政府が一時取り上げて持つていて使用料を取つてゐる分、どれくらい使用料を取つてゐますか。二十五年から三十九年までの間に、使用料を取つてゐるはずですが、どれくらい取つてゐるかということ。ついでですから申し上げますが、さらに建物を建ててゐるものがどれだけあるか。学校とか工場とか、その他、ことに公共団体に使用せられてゐるもの、それにはちゃんとところによつては鉄筋の建物が建ててゐるはずですが、そうしたようなものはどうなるのか。さつき問題になつてゐるように、被買収者のほうに選択権があるのか、あるいはまた政府のほうで一つの行政方針を示すのか、これが問題だと思つてゐます。私は、これはあくまでも筋を通すという意味もさることながら、財源的な立場から、これを論じてゐるわけですが、財源はないと言つてゐるけれども、法律を改正すれば合理的な財源はあり得たんだ。あり

得たんだが——これだけ言つてゐるのじゃないのですよ。たとえば農地として払い下げたものを農地として使つてゐる間はいいけれども、これを農地以外の問題として昭和二十七年からは転用できるようにしたのだから、これまでもその売った農民を保護する必要がある、これは政治的に考えても。政治的に考えて保護する必要があるれば、立法措置をとつて、わずか三百円のもの、百万円のものあるいは何千万円にも売れてゐるものが、その一部を財源とするのも、これは考えようによつては合理的な方法です。それと同様に、この問題は、私は国民の税負担のみによらないで、いわゆる負担する方法はあるのだ。それができなかったとするならば、時間的に間に合わないとかいろいろな事情があつたとするならば、一般財源から出してゐるものは、まるまるこれは一般財源のものだといへないのだということが、私は証明できると思つてゐる。そういうような考えから、私はこれを多角的立場から論じてゐるわけなんです。そこで私が聞きたいのは、いま具体的に申し上げましたが、都市計画区内の三千五百八十七・三町歩というのは、いまはどういう状態なんですか。十一ありますけれども、これを聞くことは、先ほど申し上げておいたからあとで資料を出してもらえばいいですが、少なくともいまこの一つだけを聞きます。都市計画区域内の保留地三千五百八十七町歩はどういうふうに分けて、そしていまだどういふふうに使われてゐるか、使われてゐる分も説明してもらいたい。それから建物の建ててゐるもの、使用料の問題、これなどもひとつ聞いておきたい。

○石田説明員 いまお話がございましたが、たゞいま使用料を徴収してゐる——これは農地貸し付けをいたしてゐるものは、法定小作料で徴収いたしてゐます。その他の用途に使つてゐるものは、適正な使用料を取つてゐるということでございます。それから現在のこの未済地の統計は、その総数が三万二千町歩でございまして、こ

れはそのときの時点においてこういうような各種の理由が考えられるということでございますが、これをさらに現実の法律の運用におきまして実際に他用途に向ける、自作農創設に使わないほうが適切であるとかつてまいりましたものを、これを他用途に向ける、その場合には、旧所有者に原則として売る。そういうことで進めてまいつたわけでありまして。かつまた、いまお話がございましたが、今後他用途にたとへば貸し付けをしてゐる場合に、それがどうなつてまいるかというお話でございますが、他用途貸し付けをかりにいたした場合は、客観的にこれが他用途になることのほうに適切である、自作農創設の用には供せられないだらうというこの判定が、一つ必要でございまして。また、その場合に、旧所有者の承諾を得まして他用途の貸し付けをやつてゐる、こういうような形になつておられます。

○上林山委員 私が申し上げておる具体的な点は、昭和二十五年から昭和三十一年度まで国民の土地を利用して、国の収入として使用料を取つてゐるということだ。これは一体幾らくに上つてゐるのか。それから、これは一体幾らくに上つてゐるのか。それらからいへば、いふゆる同じ種類の土地に対してこれを貸し付けをしてゐる。その貸し付けの対象が、建物などを建ててゐるところは、これは簡単に話がまとまらなかつた場合などは、これは処理はできぬでしょう。そういうものはどれくらいあるのか。いわゆるそれは、言いかえますと、相当の期間国有とみなしていかなければならぬ性質のものじゃないか。それは法律論としては、十年たとうと三十年たとうと、法律論は法律論として成り立つわけですが、だけれども、実際の問題としては、これは国有地に準ずべきものでしょう。永久建物などを建ててゐるという場合は、話がまとまらなければ裁判をするんだ、そういう行き方がいいでしょうかね、どうですか。

○石田説明員 いまお話がございましたが、現在農耕用以外に貸し付けられてゐるものは、先ほどお話が出ましたのですが、三十八年度末において七百五十六町歩でございます。かつまた、いまお話がございました最後の点につきましては、これはいま申し上げましたように、他用途貸し付けをいたします場合には、旧所有者の承諾をとつておりますので、これが他用途になります場合に旧所有者にそれが売り払われ、それで現在の利用者から旧所有者が適正な貸し付け料を取るといふことが可能になるわけでございます。

○上林山委員 いまの点は満足しませんが、関連質問でございますから、この辺でピリオドを一応打ちます。また適当な機会にもつと追及してみたいと思つてゐます。

○村山(喜)委員 ただいま質問があり、資料の要求がなされました。国有農地、いわゆる農地の貸し付けあるいはその未利用地の内訳、さらに自作農創設として譲り渡した土地、あるいはその他の目的のために現在利用をしてゐる内容、さらに各年度ごとにどれだけの価格で払い下げをしたものか、その問題の資料につきましては、委員長のほうでこの委員会に提出するようにお取り計らいをお願いしたいと思います。いかがでございますか。

○河本委員長 承知しました。さよう取り計らいます。

○村山(喜)委員 そこで次の問題に入りますが、ちやうど六三年の三月十二日に自民党四役会議で、農地政策の問題に關連をして農地法の改正の論議がなされたこと新聞は報道をいたしてゐるのであります。それは、現在も触れられましたが、現所有者が耕作地を他に転売する場合に、旧地主が希望をする場合には優先的に買い戻しできるように農地法の改正等も検討をするということがきまつたと伝えておるのであります。そこで、今回は農地法の改正は出されてはおりません。ただいま農地局の説明を承りますと、農地法八十条の売り渡しについても、自作農創設という立場を堅持して、自創地として適当でない土地については旧地主に売り渡しをする方針である、こういう説明であります。ところが、今回も農地管理事業団等の法案が国会に出されるという中において、保有地の制

限がなされない形の中で農地政策の変更がなされるように見受けるのであります。しかし、それらの問題はまた農林委員会との合同審査の中で論議をしてまいりたいと思うのであります。ここに私が出しました問題は、六三年の三月の十二日において、そういうようなものを含めてこの農地報償の問題については検討をするということが、当時出されているのであります。これはその後どういう経過をたどっておるのか、これについての説明を願っておきたい。

○八塚政府委員 三十八年の三月十二日、四役申し合わせということでございますが、当時私どもも直接タッチをいたしておりますのであまり事情をつまびらかにいたしません、少なくともそういうことについて検討をしようというような論議はあつたようでございます。しかし、これはそれ以外のいろいろなこともその後の期間いろいろ検討されましたが、先ほど申し上げましたように政府といたしましては、一応そういう財源の問題あるいはそういう農地法上の問題も検討はいたしましたけれども、結局あれこれ考えまして、その農地法に関連する問題はむしろ農地法プロパーあるいは農業政策の問題ということでして、財源の問題としては先ほど申しましたような理由で一般財源にするということで、どうもその後の年々あるいは時々刻々の具体的な変化については詳しくないのでまことに申しわけございませんが、結局現在のような形に落ちついたということでございます。つまり逆に申しますと、そのときには確かに提供農地の買い戻し希望者、旧地主に対して優先的に先買い権を認めるというような議論があり、かつその後もその問題については検討があつたようでありますが、結局採用にはならなかつたということだろうと存じます。

○村山喜委員 ただいまの説明は、それでよろしゅうございますか。白井長官、あなたが政府を代表しておいでになっておるから、あなたからお聞きしたい。

ましたとおりだと私も存じます。

○村山(宣)委員　ここでぜひこの報償の大ぶるまいをしようとする政府に対して質問をしておかなければならぬのは、農地については、たんぼ、畑については報償をしよう。しかしながら、やはり農地政策のもとで未墾地あるいは原野、牧野、こういうようなもの等の買取計画が当時なされた、その内容については、先般も綱島委員のほうから、なぜ対象としないのかという形で質問がなされておりますが、当時のいわゆる内容を検討

をいたしてみますと、未墾地の土地買収計画というのは、都道府県の農地委員会がこれを計画をして県の開拓委員会に諮問をして行なったわけでありますが、買収代価等につきましては、近傍類似の農地の時価の四割五分というもので、反当全国平均百七十円ということで買収がなされ、そうして十町歩以下の小面積の買収計画は、市町村の農地委員会がこれを立てまして実施した。その結果、相当な面積にわたってこれについては政府が、買入れを行ない、そうして自作農創設として、農地が農家戸数に比べて少ないわけでありますから、それを払い下げをして、大々的なものは開拓ら、農家等が中心になるわけでありますが、耕地の少ない地域におきましては、そういうようなものがない地域として加味されてまいったことは、御承知のとおりであります。これはなぜたんぼについては報價の基準をつくって二万円もしようとするのに、それらのいわゆる未墾地買収等に伴う分については、これだけはする必要がない、こういう見解をお立てになったのか、この点については、やはり同じ政府がそういうようなものをしようとするのに、これだけは適用除外、農地、たんぼ、畑だけは適用しよう、こういうことを考えると、何らかの理由がなければならぬと思うのであります、それを説明を願つておきたいのであります。

○八塚政府委員　すでに綱島先生の御質問に対しましてお答えを申し上げたのですが、その際も申し上げましたとおり、未墾地の買収につ

きましては、ただいま先生のお話しになりましたような手続で確かに買収をいたしております。ただ、御承知のように、農地につきましては旧自創法、つまりいわゆる農地改革として昭和二十一年から主として二十五年まで政府が一たん買収をする、一定の所有制限の外にあるものを政府が買収をする、そうして小作人に売り渡す、つまり地主と小作との関係を改善しよう、そういう社会関係あるいは所有関係を改善しようということで行なわれた制度でございます。未墾地の買収につきま

しては昭和十三年、農地調整法がございます。これで當時やはり現在の方式にほとんど似た形で買収をする。あるいは昭和十六年の農地開発法という法律でも未墾地の買収をする。ほぼ同じ形で戦後にも旧自創法で買収をする。また、現行の農地法が昭和二十七年に従来農地調整法、旧自創法を総合して、成果の維持という観点から、農地につきましてはいわゆる國が買収をする。直接買収をするということではなくて、まずその前に間接に所有という外に該当するようになった場合には、売り渡

しの相手方をみずから求める。適当な人がいない、あるいは売ることをしないという場合に、初めて政府が先ほど来問題になりました一方何がしの対価で買うというようなことになっておりますが、未墾地につきましては、やはり従来どおり、つまり土地利用として不十分であるという場合には買うことになつておる。そうして昭和三十年後といえども、若干はやはり買つておるわけであります。そういうふうに考えてまいりますと、未墾地の買収につきましては、やはりもっと直接的な食糧増産あるいは土地の利用の高度化という観点からこれを国が買収をしていく。もちろん戦後のような引き揚げ者が非常に多い、あるいは食糧が極度に窮迫しておるというような社会的事情があつた時期は、非常に多くの未墾地買収が進められております。その後、そういう点の必要性が少なくなつたりつとあり、社会情勢が變つてまいりますと、未墾地買収は少なくなつておりますが、しかし、やはりそういう法制と申しますか、制度

になっております。そういう意味におきまして、固有の農地改革ではない、現行の農地法においても昭和二十年のあの農地改革当時と同じ制度になつておるといふことで、未墾地の買収は農地と同様に扱ふのは適當でないといふふうに判断をいたしましたわけであります。

なお、牧野につきましては、やはり實際の問題として牧野といふのは、いわゆる未墾地に利用あるいは状態というものがほとんど似ておりますので、特に区別することは困難であるというところで、未墾地と同様に扱うということにいたしましたわけでございます。

なお念のために申し上げますが、自創法で取得をいたしました未墾地は、民有地につきましては約六十五町歩、それに対して二十七年の農地法、つまり現在の農地法のもとで買っており、その、それに対比します面積として十三万町歩ということで、現行農地法のもとにおいても、やはり相当買っており、念のためつけ加えたいと存じます。

○村山(三)委員 当時牧野面積四十三万七千町歩が開放され、未墾地については買取されたものが六十三万六千町歩、管理がえが六十八万一千町歩、計百三十万八千町歩、そのうち四七％の六十九万九千町歩が買り渡されて、残りはまだ残されている、こういうのが農林省の農地年報によりますと出ておるわけでありますが、これらの所有形態はどういうふうに今日においてはなっているのか、この際説明を願つておきたいのであります。それと同時に、いま説明を聞いておりますと、片一方の農地については地主と小作人の関係がある、片一方においては食糧増産その他開墾の土地政策、そういうものから戦争中から行なわれたものであつて、これとは政策論として次元が違ふ、こういう説明でありますが、そうなつてまいりますと、一体農地開放という問題は突如として占領軍だけの力でできたのか。これは長い農民の戦いの歴史があるわけですね。その中において当然そいうような歴史的な運命に発展をしていかなければ

ればならないのに、まあ占領軍という一つの大きなてこ入れもありました、そういうような問題にまで発展をするわけでありまして、戦争中食糧増産の云々ということだけでは、どうもこれを阻害をしたという、その理由には、増産政策の上に立ったものだというのでは、これは区別をする理由というものがきわめて不明確だというふうに受け取らざるを得ないのであります、そういうような理由によつてこの問題は取り残されるわけです。そうすると、当時牧野の所有者であるものが四十八万町歩も開放され、あるいは未墾地についても買収をされたものが六十三万あるいは六十五万ですか、そういうような面積を開放された。われわれには給付金をくれないで、田とか畑については給付金をくれる。われわれの問題はまだ残っているのだ。今後この問題については解決をして、前と同じような、旧農地と同じような形においてこれから運動をしなくちゃいかぬ、こういう形で出てきたときに、あなた方は、いや、それは済んだのだということと説得できますか。その点について自信があるならば、お答えを願いたい。

○八塚政府委員 まず、数字について農林省から同じ資料でございますから一応私から申し上げますと、三十九年三月三十一日現在で未墾地として政府が取得をいたしました総計は百五十一万三千八百五十四町歩、そのうち売り渡しをいたしましたのが百十萬町歩——売り渡しといひますのは、つまり農地として開拓地として売り渡したのが約百十萬町歩、それ以外の用途に売り渡したもののあるいは不用地、これは当時の未墾地買収の具体的な状況をよく御存じかと思いますが、かなり急いで終戦後買収いたしましたので、結局あとから農耕地になかなか適しないというところがあったわけでございますが、約十四万一千町歩、現在開拓財産として農林省で管理いたしております部分、これはすでに開拓者が入っておりますが、まだ営農が全部緒についただけというところ、前にも申し上げて、売り渡してないところも若干あるかと

存じます。そういう意味で開拓財産として管理しておりますのは、三十三万町歩というような状況になっております。それから農地だけをやって未墾地についてはやらないということについて、理由が納得がいけないし、あるいは将来政府としてはふらふらするのではないかという御質問でございますが、理由につきましても先ほど申し上げましたように、目的あるいは法の制度のたてまえ、あるいは法律のあり方というものが、いわゆる農地とすつかり異なっております。その最も具体的な例として、つまり農地改革をいわれる旧自創法で固有の農地そのものについて改革をいたしました自創法当時と、それから現在の農地改革の成果の維持という機能を営んでおります農地法に基づきます農地法の中における未墾地の取得、いずれも全く同じ形で残っておりますわけでございますから、かりに未墾地について対象にするといひますと、現行農地法のもとにおいて買収をされました未墾地と区別をつける何らの理由はない。現行の農地法のもとにおける未墾地を対象にするといひば、今度は一体農地改革というものの、農地について旧自創法に限定する理由はない。そうしてみますと、旧自創法というものは一体農地改革であつたかという論理になりますので、やはりこれは私どもとしては法的に制度論として区別はついておると思ひます。なお、一般的にこの報償法案について政府としてはこれを最終的解決とするといふことにつきましては、私も申し上げるのむしろ口幅ったいこととございまして、すでに長官からお答えになっておるとございまして。

○村山(喜)委員 次は、今回所得制限をしないという立場で出されておるわけですが、前に田中大蔵大臣が予算委員会に加藤清二氏の質問に答えて答弁をされたときには、百二十万円という形の中で所得制限をいたしますという記録を残しておられるわけですが、これは後ほど稲村委員のほうから大蔵大臣が見えられたときに質問を願ふことになりまが、このあなた方が報償をしようとする地主の階層的な状態、分布状態から見てもいります

と、先ほど上林山委員のほうからも説明がありましたように、きわめて零細な地主とは言えないような普通耕作地主といわれるような階層の人たちもおる。ところが、それらの人たちの中には、所有地を失うことによりまして衣食に事欠くようなありさまになった人もおることは、私たちもよく知っております。それだけ資本的な蓄積もなかつた、これらは、やはりその立場に立つならば、きわめて同情すべき点がございます。しかしながら、私たちがここで考えなければならぬのは、いわゆる千町歩以上の土地を持っていたのが当時日本には四人、五十町歩以上の土地を持っておいた者が三千四百五十戸ある。十町歩以上の土地を所有していた者は約五万戸ある。これは農地開放の当時の記録によりますと、そういうふうになっておる。しかも、その後農地開放がなされた後においては、五十町歩以上のいわゆる大地主層というのは、これは商業資本家出身が大部分である。大きな蓄積を持ち、農地以外の山林とか醸造であるとか銀行、工業に投資をして、農地も一つの投資対象として、投資の方式としてこれを選んでおる。大きな痛手をこれらの大地主の階層の人たちは受けていないわけですが、かえつて刺激を得て、それぞれの企業でかえつて従来よりも蓄積を増しておる人たちが大部分であります。これらの人たちは、今日においても現存をしておるわけでありまが、こういうような人たちにまでやはり報償を与えなければならぬのかという問題は、これは政治の問題として、あるいは行政の問題としては、当然考えなければならぬ問題だと思ふ。引き揚げ者に対しては、御承知のように給付金が支給をされて、当時一貫で帰つてきました引き揚げ者の諸君に対しても、この報償を行なつたときには所得制限が行なわれていたのであります。そしてその後においても、政府としては所得制限をするのが当然だという立場をとりました。にもかかわらず、それから今日において提案をされた段階になってまいりますと、所得制限は行なっていないのであります。こういうような形

で国民の税金の中から支払いをしなければならぬということになりますと、政治は公平でなければならぬ、そして国民が納得をするものでなければならぬ、そして私たちが思ふのであります。にもかかわらず、所得制限はしない、しかも給付金については所得税はかけないのです。税金もかけない。なぜそういうような方式をおとりにするの。私は、農地改革の結果非常に大きな痛手を受けて今日なお生活に苦しんでいる人々を助けようというのであるならば、趣旨がそうであるならば、これはある程度了承するのによぶさかでありませぬ。しかしながら、それらの人たちはさておいて、全然生活に困らないそういうような大地主の諸君に至るまで、しかも、それらの人々には零細な地主よりも百倍もよけいに金をやる。しかも所得税もかけないという形の中でやる。というのは、一体だれに奉仕しようとする政策であるのか。これは政策論の問題でございまして、こういうような人々に対してまでやるのだという方針をおきめになった佐藤内閣、政府を代表しておいでになりました日井長官にその真意をたたいと思ひます。

○日井政府委員 所得制限につきましては、いまお話のように、この法案をつくるまでの過程におきましては、そういう意見も事実出たわけでありまが、ただし、この法案を出しました趣旨が、再々申し上げますように、社会保障という考え方はない、こういうことで、農地開放によって農村の民主化、また今日の経済の成長、食糧増産ができたというその功績に対してねぎらいをする、こういうたてまえで法案をつくることになりましたので、したがって、そういうような所得制限ということは行なわなかつたわけでありまして、ただし、そういう議論もありましたし、また財政的な見地もありますので、そこで御承知のように、減退率を設けたり、また最高額を百万と定め、そういう配慮をめぐらしたことはございませぬけれども、しかし、何といつても、前にも申し上げましたように、今年この法案を出した考え方

が、社会保障という考え方によつたのではないことが大きな所得制限をしなかつた理由だ、こう考へております。

○村山(喜)委員 社会保障政策ではないのだ、だから国策に協力をしてくれたその者に対する礼金的なものを支払うんだ、こういうような意味であるようにあります。だから、その真意に対して謝礼をするというのであります。農地改革は、一体そういうふうに大地主にまで今日の時点においてありがとうございましたと言つて、国民が税金の中から礼金を出して謝礼をする必要性ははたしてあるのかどうかということになつてまいります。これは農地報償の問題について歴史的な過程をもう一回たどつてみなければならぬと思つてあります。国民としては、まことにありがたいことございましたと言つて、率直にお礼を言えるような気持ちにならなければ、政府が礼金を出すことに對して、報償金を出すことに對して、これは賛成をするはずはありません。そこで四割以上は農民でないこれらの旧地主層の人たち、しかも当時の不在地主の二〇％は、田口委員のほうからも発言がありましたように、東京、大阪においても農地をただ単なる投資として考へていたにすぎないそれらの人たちが、法律によつて譲り渡したことによつて、結果的には自作農がふえてまいりました。そして共産主義が日本の中においてばつこするのを防ぐ一つの防波堤の役割りを果たしたのでしよう。そういうような意味においては、政府としては共産主義の防波堤の役割りを果たしたのでおつし、ればわからないこともありません。しかしながら、零細な土地所有者、零細な経営、これが結びついて一つの自作農が生まれてきたのであります。その結果は、今日において農業政策を進めていく上においてはいろいろ問題があることをあなた自身が知つておられるところでありまして、そこで、この農地改革が完全な意味において成功であつたのか成功でなかつたのかという問題は、農業政策の問題に属しますのでこ

こでは論争いたしません、ただ私は、ここでこの地主団体が今日まで果たしてまいりました役割りというものをもう一回振り返つてみた上で、この農地報償をそれらの大地主の諸君にまでやらなければならぬ筋合いのものであるかどうかということを買問をしたいわけでありまして。

それは、全国的に各地で地主団体が結成をされました。九万五千件の抗議が行なわれ、裁判に反対をして果の農地委員会に提訴されたものが、二万五千件あるといわれております。さらに四千件は法廷に持ち込まれました。裁判所は、青森裁判所であつたと思いますが、一時的な差止め命令を出すなどのさめて強い反対運動が展開をされたことは、この農地改革の歴史の中から明らかであるところでありまして。二十三年の二月にマッカーサー司令官が阻害勢力を排除せよという指令を出して、地主団体組織を解散させ、国会は法律改正を行なつて二十三年七月、裁判所の一時差止め命令を法律で無効措置にいたしました。こういう形の中でこの問題はしばらくそのまま推移をされたのであります。二十七年平和条約が締結をされたころに、その独立したあとにおいては、国会において農地法の改正が行なわれて、その中において旧地主への土地返還がなされてあらうというよううな動きがありました。しかし、二十七年の農地法の改正は、今日までの農地改革の成果を固定化する役割りを果たしてききました。その前に、ポツダム政令によつていわゆる土地売買の自由価格形成が許されることになった。そこに一つの問題点が私にはあつたと思つたのであります。しかも創設農地については、それが他の目的に転売される場合には政府が優先的に先買権を持つというよううな規定もなくなつた。そういうような措置がとられてきたが、二十八年の四月に、軍人恩給の復活に力を得た地方のこの地主団体というものによつて、香川県に全国農業再建協同組合が生まれ、そして農地の所有権回復を目ざし、佐賀県の解放農地国家補償期成同盟が生まれた。ところが二十八年の十二月に最高裁の判決がおりた。これでは

た下火になつた。それにもかかわらず、いろいろな動きが出てまいりまして、三十年の一月に全国解放農地国家補償連合会が発足をする。そこで農林省としては、三十一年六月の二日に、農地改革の行き過ぎは正とこれに伴う国家補償は、農政の後退と貧困を結果するに相違ないという声明を發しました。衆議院の農林委員会におきまして、三十一年の六月三日には決議をあげております。遺憾の意を表明した。それにもかかわらず、海外引揚者に五百億円の給付金が支給をされることになつて、また一つの大きな要請運動が行なわれてまいりました。ところが、三十二年の五月には井

出太郎農林大臣が第二次声明を出しまして、この中においては、明白に政府の所信が出ています。それは、海外引揚者は外国の行為で補償なしに財産を没収されたものである、日本の地主は日本の国会の行為で土地を取り上げられたものであり、補償もされて、地主に對していかなる譲歩を行なうことも、戦後の農業政策の基本原則を根柢からくつがえすことになるといふ声明を發表してゐるのであります。にもかかわらず、その後の推移を見てまいりますと、最高裁における判決は、土地政策に関する限り合意であり、合法であり、適当であり、適切になされたというのが確定的になつてまいりました。そこで地主の補償要求団体は、これを犠牲を救えという形に切りかえてきた。そして報償の問題が始まつて、三十六年の秋にこの問題についての何らかの措置を講ずる必要があるといふところまで追ひ詰められてきた。その後においては、いわゆる政府と与党の間におけるこの話し合いが行なわれ、それが今日幾多の経緯をたどりながら、新聞、世論にはたかたかながらも、なお根強く補償要求といふものがなされてきて、しかも去年あたりまでは所得制限をすめない、こういうような内容のものを政府みづから原案として發表をするといふのに、一年たちました今日においては、それが、所得の最高限度額についてはこれを規制しない、こういう形の中

で、しかも見舞い金だと称しながら、人を中心とするのでなくて、財産である土地を中心にして、それだけがいわゆる農地改革の結果今日の高度成長の成果のために寄与したものである、こういう形であつた方が出されてきた。そこにいままでの歴代の政府がとつてまいりました考え方と、今度佐藤内閣がここにお出しにならうとする立場と、池田内閣が前に立てました政策、それらの間に、ずっと自民党政府が続いてゐるわけですから、なぜそういうふうな政策を変えていかなければならなかつたのか、これについて政府の見解をお尋ねをしたいのであります。

○日井政府委員 この農地被買収者の運動が今日までいろいろやつてまいりましたその経過等につきましても、また、そういうふうになかなかきりめ切れないで、運動が今日まで継続してきざるを得なかつたといふところに、やはりこの問題が、旧地主、農地被買収者の方々に与えた影響といふものが、心理的にもまた経済的にもいかに大きかつたかといふことにもなるわけでありまして。そこで、政府と与党との間におきまして、たとえば所得制限の問題とか、あるいは総額のリクの問題とかで、経過的にはいろいろ折衝がございました。しかし、それは法案を決定するまでの間の経過でありまして、したがって、その間にいろいろ意見があり、またいろいろの案もそこに論議せられる、これもまあ当然かと思つたのであります。そういういろいろの論議があるといふことは当然ではございませんけれども、いままでいろいろ申し上げましたように、高度の政治的な見地から見ますと、この農地改革といふものを評価すれば評価するほど、この旧地主、いわゆる農地被買収者の諸君だけのいろいろのそういう苦惱だけで済まして、いかんどうかといふ問題も、今日のうちに日本が経済成長してまいりますと、そこにそれは見解の相違でいろいろ意見はありましようけれども、少なくとも政府の考え方としては、何らかのの際やなければならないかぬ、こういう結論に達しまし

て、そこでも申し上げたようなわけで、社会保障ということでもなく、この問題はその功績に対し、また心理的影響を受けたことに対するねぎらいとして、この報償法案というものにまとめたわけでございます。もちろんいろいろのお立場からそれぞれの御批判もあるかと思うのでありますけれども、先刻も申し上げましたように、もしこの農地改革がうまくいってなかつた、こういうようなことを考えますと、これは食糧増産の上において、ひいては日本の今日のような経済成長というようなことについても、非常に大きな影響を与えたのであります。それを考えますと、これらの点について現時点において報償を出すということは、国民の皆さんも納得していただけるもの、かように考えている次第でございます。この案でさえも、受けられる側の側においてはなかなか御不満の点があるかと思うのでありますけれども、しかし、財政的な見地からすれば、まずこれで御承知をいただきたいし、またこれによって、こういうトラブルはこれの一切解決して、いわゆる旧地主と旧小作人との間の感情的な疎隔といひますか、そういうようなものも一掃するようになる機会にもいたしたい。そこでいろいろお話がございましたが、確かに二十七年にこれが農地転用を法的に許したというところに一つの問題があるわけでございますけれども、しかし、それなるがゆえに、よけいこの際にこの問題は解決したい、こういうのが政府の考えであるということをお受け承知いただきたいと思ひます。

○河本委員長 村山君に申し上げますが、時間もだいぶ経過いたしましたので、結論をお急ぎ願ひます。

○村山(喜)委員 白井長官は、農地政策なり土地政策の問題についてはその責任者でもありませんので、また後ほど関係者の方に御質問を申し上げたいと思ひますが、ただここでお尋ねしておかなければならないのは、高度成長をした、こういう事態になったのは協力があつたからだ。しかし、その協力は、ほんとうに心から協力をしたやつた

結果そういうふうになつたのか。それでなくて、裁判を争つたり、いろいろの不満を持つてその異議申し立てもした、それでもだめ、裁判でもだめ、こうなる以上は政治力にたよつて、与党のごね得政治という形で解決する以外にはないという形で生まれてきたのが、今日のこれでしょう。それは長い間の報償はしない、補償はしない、そうすることは農地改革を後退させるものだといふ歴代の農林大臣が言つてきた、そういう形の中で大體政治をやつていくものが、そういう圧力団体から圧力を受けて、多数を占めていくものが国家財政についてこれを自由に操作をしていく、こういう形の中で日本の政治がなされるところに、行政の筋が通らないものが生まれてくる。そこでその根底の中には、農地改革当時の適正な価格であつたとは言ふけれども、インフレーションがあつたじゃないか、インフレによつて地主の受けた打撃というものは無償没収に近いものがあつたのだ。それを今日のこの時点において何らかの慰めをしてやらなければならぬじゃないかというところから生まれてきたんじゃないですか。そのときインフレーションが起ころなかつたら、当時は土地価格というもののについては合理的であり、合法的であり、適正であつたというのですから……。しかも米価なりあるいは土地の価格といふものと相応して計算をした場合には、これはさほど大きな開きはその当時においてはなかつた。しかし、これが価格が下がつてきたということは、インフレーションになつたということによつて無償没収をされたような結果になつたのだ、それは気の毒だから、この際やろうというのじゃないですか。

○白井政府委員 先刻もお答え申し上げましたように、二十七年に農地転用を許した。そこで農地に使われずに、宅地だの工場敷地等にどんどん転用された、そして数倍、数千倍で目の前で売られていくというところに不満がよけい増したというところもあるわけでありまして。それから農地被買収者の側からいへば、いまお話しのように、どう

もインフレの影響で、非常に土地を安く売つちやつたという御不満もあることは事実でございます。しかしながら、今度の報償法案は、これはインフレの結果についてやろうという手当てではございませんで、どこまでもさつき申し上げたような報償という意味における感謝の意を表する、功をねぎらう、また心理的影響に対してねぎらう、こういう意味であるということをお受け承知いただきたいと思ひます。

○村山(喜)委員 今日地主に何とかしてやらなければいけないという考えの中には、当時の価格設定については間違ひがなかつたということとを政府は認めているのですから、インフレーションの結果、財産を没収されたような状態になつたのだ。だから、今日経済が高度成長した時点においては、その地主の功績に対して報償をしてやろうというのでしよう。だから、その当時そういうような状態になつたということが地主の諸君も不満なのだから、それを政治的に解決するためにあつた方が出されたのじゃないですか。その点ははっきりしているでしよう。その点だけお答え願つて、あと大蔵大臣が見えまして、稲村委員に私のパトントラッチをして、私は関連して大蔵大臣にお聞きしますので、それだけお答え願ひたい。

○白井政府委員 農地被買収者の側においては、いま村山先生のお話のような御意見を申し上げる方もあります。また、私が申し上げましたように、農地転用によつて非常に値が上がるのをまのあたり見ての不満、こういうこともあることは事実でございます。しかし、この法案自体は、どこまでも、インフレに対する処置、こういう意味でやつたものではございませんで、毎度申し上げましたような心理的影響と、その功績をたたえての法案であるということとを、どこまでも申し上げる次第です。

○河本委員長 稲村隆一君。

○稲村(隆)委員 実は私、大蔵大臣に対するお尋ねは一番最後にしたいと思つていたのでありますが、大臣非常に御多忙のようですから、最初に大蔵大臣

にお尋ねしたいのです。

実は農地報償法案というものを検討すると、私は、これは日本の議会史始まつて以来の一番不合理な法案だと思つてゐるのです。その点大蔵大臣も十分知つてゐると思ふのです。そこで、どうかすれば、これは日本の国家財政を破綻させる——その千五百億そのものでは破綻しないけれども、こういうことをやっていると、理論的にいつて日本の国家財政を根本から破滅させるような方向に発展する危険性を私は持つてゐると思ふのです。そこで私は大蔵大臣にお尋ねしたいことは、大蔵大臣はその点よく知つておられるわけであつて、たとへば三十八年二月四日の予算委員会において、高田富之委員の質問に対して、大蔵大臣は次のように答へられてゐる。「政府は補償を行なわぬ。補償はやらぬ」といふことは、白井長官の御答弁にもあるように、補償でないと言つてゐるのですから……。最高裁の判決をそのまま認めておるわけでありまして、すべての者に對して反別当たり行なうというならば當然補償を前提としての話であります。政府は補償を前提としておらないのでありますから、この言つておられる。「あなたが今言われた通り、幾ら生活程度がよくともすべての地主を対象にして補償を行なうのだ」といふ議論は、政府の答弁からは全然出てこないわけでありまして、「でありますから、少なくとも、一般の世帯よりも十分生計を営み得、しかも、十分余力のある者まで報償の対象にしよう」といふような考えは政府は持つておりません。ここは「報償」です。それから同じく二月六日の予算委員会において、やはり稲村委員の質問に対して、「私が「昨日高田委員の御質問に對して申し上げたのは報償でありますから、一律一体にこれを行なう」といふような考えに立つておりません。こういうことを明らかに申し上げたわけでございます。」「こう言つておられるのです。しかるに実際は、田中大蔵大臣の言われたことと違つておるやうな一律補償のやうなことが行なわれてゐる。私は、大蔵大臣ともあるやう者が、こつちやうな一律補

○稻村(隆)委員 私は、田中大蔵大臣のような頭のいい人が、そんな妙な理屈を言うのはおかしい

と思う。實際地主の報償と戦災者とは、悲惨の程度は比較にならない。戦災者とか在外引き揚げ者というものは、実に気の毒です。だから、これに対してはもう政府はこれ以上やらないのですか。これ以上再補償とかあるいは給付金を出すというようなことはしないのですか。

○田中務大臣 私たち政府としては、すでに審議会の答申を得て交付金を出しておるのでありますから、補償しなければならぬという考え方は持っておりません。しかし、非常に議論の多いところがございますので、御承知のとおり、総理府に在外財産問題審議会をつくりまして、広く外国の例とか、そういうものも全部調査をしていただいておりますから、すべては調査の結果にまかしたい、この御理解を願いたいと思っております。

○稲村(隆)委員 そこで、いま総理府の内閣総理大臣官房の中に臨時在外財産問題調査室というのがありますが、これは在外財産に対してこれ以上調査をするかいなやということ調査するために設けているのですか。

○田中務大臣 これはその補償をすべしとしないとかということよりも、在外財産問題に対して、広く外国の例とかそういうようなものを全部ひとつ慎重に検討していただいて、在外財産問題に対する基本的な問題に対して政府に答申をいただこう、こういうことでありまして、いま補償の方向とか補償しない方向とか、そういうものを固定的にきめて御審議をいただいているのではありません。

○稲村(隆)委員 まだいろいろお尋ねしたいことがありますが、まだ村山委員も大蔵大臣に封してお尋ねがあるようですし、大蔵大臣非常に御多忙のようですから、どうも私と同じ選挙区なんです質問にくいですから、これでやめます。

○村山(喜)委員 大臣が四十分くらいしか時間がないということでありまして、あと二十分くらいしかないとありますので、簡単に大臣にお尋ねをいたします。

一つは、いま政府が国有農地として農地を買い

上げる価格というものは、大臣御承知のとおり、たんぼで一萬二千元。ところが今度の報償の基準価格は反当たり二万円。政府の買い上げる農地の価格よりもなぜ報償のほうが高いのか。大臣は合理主義者で、できるだけ財源支出を少なくしようという考え方に立たれる以上は、この問題についてやはり御所見があつてしかるべきだ。そういうようなものに対して、あなたとしてはどういう態度で臨まれたのか、これをお答え願います。

○田中務大臣 当時の新聞でも御承知だと思いますが、私も一萬二千元をこえてはならないというところで、大いに奮闘努力したわけでございます。しかし法律で、御承知のとおり、現在年間約一千町歩のほりりますか、数字が違えばあとから訂正いたしますが、いずれにしても未墾地のようなどころを買い取っております。この価格は、御指摘のとおり一萬二千元というところでございます。

○村山(喜)委員 いや、努力をしたその結果は、大臣は負かされたのですか。どうも納得できない。

○田中務大臣 いろいろ議論をいたしましたわけでございますが、最終的に国会に対して共同して連帯責任を負う価格は、いま——これは補償価格というわけではありませんが、代金ではなく、報償する基準になる金額は、御審議をいただいておりますようになつたわけでありまして。

○村山(喜)委員 もう一点は、いま参議院で国民金融公庫法の一部改正の審議が行なわれておる。これは大臣御承知のように、二十億円を低利資金として最高二百万円まで、五十万円までは一般の国民が借りるよりも安い金利で旧地主の生業資金として金を借りることができるようになつておるわけでありまして、それと、今回のこの報償法案が通過するということになると、重複して有利な待遇を受ける、こういうことになりまして、これはやはりワンセットのものとして大臣としては考えておられるのか、これについてお答え願います。

○田中務大臣 ワンセット、不離一体のものであるというふうには考えておりません。これは、この法律案がきまらない前に、農地被買収者であつて生計に困つておられる方々とか、そういう方々に対して生業資金の貸し付けを行なうということ、もう何回も御審議をいただいておりますのでございまして、今日まで衆議院を通過も参議院でひつかつておるとか、そういうようなことで成立を見ないということでありまして。成立を見ないうちにこれが成案を得て御審議をいただいておりますわけでありまして、これはそのお立ちから考えまして、一体のものではございません。一体のものではございませんが、この御審議を願つておる報償法案が通れば、国民金融公庫の措置は必要なしというふうには考えておりません。これはこれ、あれはあれ、こういうことであります。

○村山(喜)委員 当時工藤調査会の答申の結論に基づいて、三十七年のそれに基づいて国民金融公庫法の一部改正が出された。まあ政府原案のほうが先になつたんだ。そのあと工藤調査会も同じような答申を出してある。農地の開放された被買収者に対して何らかの措置をしなければならぬといううことは、その時点においてはそれが一つの妥当のものとして政府は国会に出した。ところが、これは何回も廃案になつて、今日なお通つていないわけだ。そうするうちに新たに今度は、三十九年の六月に閣議決定をして、今日出されている給付金法案が出されてきた。だから、そういううな、あれはあれ、これはこれという形では、私は政治論としては筋が通らない。やはりこれについてはこういう対策でやらなければならぬ。あの時点においてはまだこの給付金法は出ていないわけですから、当然の必要性があつたものとして是認をされるでしょう。しかしながら、今日において新たに一千五百億にもなんとなつてくるという法案をあなたが出されたということを考えますと、これはやはり分離して考えるというのが当然じゃないかと思うのでございまして、その国民金融公庫法の一部改正は、どうしても通さなければならぬとお考えになつておられるのか、その点について再度お尋ねいたします。

○田中務大臣 これが不離一体であつて——初めからこれは不離一体であるということと申し上げておるのではなく、御承知のとおり、国民金融公庫法の改正は、二十億の限度を設けて被買収者に生業資金の貸し付けを行なうという法律でございまして。このいま御審議をいただいております報償法案は、その後それとは関係なく考えて成案を得、御審議をいただいておりますわけでございますから、いま政府から皆さんに申し上げておるのは、この両法案ともそろつてひとつ通していただきたい、こういう考えでございまして。

○村山(喜)委員 財源でございまして。この交付公債の財源は、財政法第四條から見まして、これは適法なものである、一般財源をいわゆる整理基金の中に入れて、その中から支払っていくのだという方式をとる。そこでいままで議論された中においても、現在政府が持つておる国有農地、このものを時価で売り飛ばして充てたいという、これは論議が過去においてあつたことは事実である。そこで大臣にお尋ねしたいのは、これは一般財源の中から給付金として十年間の間に支払っていくのだ、こういう方式をとらうとお考えになつておられる、こういうふうに通つて差しつかえございませんか。

○田中務大臣 特別の財源措置を行ない、いわゆる御指摘のように国有農地等の売り払い等を行なつて、この収入代金に充てるというような特定なものではございません。一般の国民の税金の中から年次償還を行なつていくという考えでございまして。

○村山(喜)委員 そういたしますと、今度の法案の提出に先立って国民世論というものを調査した、その世論調査によりますと、気持ちはよくわかる五〇・九％。しかし、現在生活に困つておる人だけに支給すべきである六〇％。だから、そこに所得制限というものがあつてしかるべきだというのが、大衆の国民の気持ちなんです。大衆の

ればならないとお考えになつておられるのか、その点について再度お尋ねいたします。

○田中務大臣 大衆の国民の気持ちなんです。大衆の

ればならないとお考えになつておられるのか、その点について再度お尋ねいたします。

○田中務大臣 大衆の国民の気持ちなんです。大衆の

ればならないとお考えになつておられるのか、その点について再度お尋ねいたします。

○田中務大臣 大衆の国民の気持ちなんです。大衆の

ればならないとお考えになつておられるのか、その点について再度お尋ねいたします。

世論というものは、政府が調査してもそういう姿がはつきり出てきている。そこで、たとえば五十町歩以上のような大地主の場合には、これが農地開放というものが一つの刺激になって前よりも財産をたくわえ、事業にも成功している、そういうようなものまで国民の血税を払わなければならぬ、報償金を払わなければならぬということになりますと、国民の世論としてはどうしてもやることについて納得がいかない、こういう考え方がありますが、その所得制限をしない、しかも所得税もかけない、これについては、大臣がかねて言われる、あるいは佐藤総理の人間愛という、そういう立場から考えてみても、法案自身が世論の方向に沿っていないんじゃないかというふうにわれわれは受け取るのでありますが、大臣としては、金を出す立場からそれでいいんだという結論はどうしてお出しになったのか。それはどうですか。

○田中事務大臣 私、当初大蔵大臣案というのは、所得制限を付すべしということを出しているわけですが、ところが、所得制限を付すべしということになりますと、議論をしておるうちに、これはやはり経済的なものを主として補償払い、こういうような思想であるならば、所得制限は当然付さなきゃいかぬ。しかしそうではない。農地被買収者の受けた精神的な、また経済的な苦痛に対する報償である。こういうまた新しい報償でありますから、そういうことになると、これはどうも銀杯をやるのと同じことなんです。税金を納められるような階層には銀杯をやらぬ、こういう意味で、銀杯とか賞状とか勲章とか、そういうものも報償の仲間ですと私はお答えをしてございますが、そういう報償ということになると、これはどうもある一定の資産を持つている者以上には交付しないというところになると、これはもう報償という意義が薄れる。いろいろ考えた結果、最終的には所得制限を行なわぬ、こうなったわけでございますから、ひとつ御理解いただきたいと思えます。

○村山(喜)委員 最後の一つだけお尋ねをいたします。

それは今回のこの措置が他に波及しないであろう、こういうような考え方をもちてあります。これは間違いないであります。といいますが、これは最高裁の判決が出て補償の必要はないというところまでできたものが、報償という形で事実上は土地を主体にして、面積を主体にしてやっていますから、これは追加払いであることは事実だ。そういうような性格的なものを持った給付金法案が、今度国会に出てきている。これはやはり筋は通らなくても、そういうような政治力によってやればものになるんだという例としていま出されているわけです。いま私も在外財産問題審議会の委員です。この問題については、この問題が一つの問題点として影響を在外財産の問題に与えることは、これは当然の形としてわれわれとしては受け取ります。そういうのは私だけではない。他の委員の諸君も、この問題については、引き揚げ者給付金の問題等は、過去においてなされたときには所得制限がありました。しかも今度所得制限もありません。しかも引き揚げ者給付金の問題については、最高裁の判決は出ておりません。そして東京高裁の判決は出ていないかという、当然これは国が措置をしなければならぬ筋合いのものである。しかし現在、法律的な手続がないからやむを得ないのだということになっている。そういう立場から考えていくならば、今度は単なる報償ではなくて、報償の問題として発展をする。このことは、大蔵大臣としては十分考えておつてもらわなければならぬ問題だ。さらにまた戦災者の問題、あるいはその他の戦後処理の問題をめぐりまして、明らかに当時は適法な価格でなされた。適切であった。しかしながら、インフレーションの結果、事実上は地主はそういうような土地をただで取られたような形になったとするならば、当時の封鎖預金についてはどうか、こういうようなものについての補償をすべきだという要求が、今後出てくる。そうなった

ら、政治の上において筋が立つてこないじゃないか。この問題を大蔵大臣としてはよくお考えになつて、この問題に対処する方針をおきめになるべきであつたのが、残念ながらもまああつたという形になつて、その綱島案にやられてしまったということが、現実の形なんだ。私は、そういう点からこの問題については関連性がないんだと幾ら言われても、関連性があるという意味において意見を申し上げて、大蔵大臣に対する質疑は終わります。

先ほど農地政策の問題について、私は農地の収益価格についての資料を出してもらいたいという要求をいたしましたのでありますが、それについては何らの答弁をいたしておりません。それで、いわゆる利潤と地代との関係について農林省がどういう立場を今日までとってきたのか、この問題について説明を願うと同時に、いわゆる昭和二十年から二十四年の間におけるところの土地に対する租税公課というものが、米価とともに収益価格においてどのような影響を与え、土地の価格形成の面においてどのような影響を与えてきたのか、これについての説明を願うておかなければ、今回いわゆる二万円という計算をしたわけですが、これに対する合理的な説明がまだなされていないわけでありまして、それらの点についての資料を要求したいと思ひますが、これは明日あたりまでに出していただけますか。

○石田説明員 先ほど申し上げましたとおり、農地改革の際の買収価格、これがいま先生のおっしゃいました自作収益価格によって算定されておるわけでありまして、その際の算定の考え方は先ほど申し上げましたとおりでございます。いまの標準反収によりまして粗収入から生産費を引き、それに利潤を控除いたしましたして、土地に帰属すべきものとして考えられます部分、これを資本還元したもので、こういう考え方でできているわけでありまして。

○村山(喜)委員 その数字を示してください。

○石田説明員 先ほど申し上げました、粗収入から生産費及び利潤を控除いたしました減額が二

十七円八十八銭……。

○村山(喜)委員 それは昭和二十年のことだ。そのあとのことを聞いています。

○石田説明員 したがいまして、それを資本還元しましたものがいま申し上げました数字でございます。

○村山(喜)委員 昭和二十年のその数字は、私知っています。その後の資料について、二十四年ごろまでのやつを出さない、出してもらいたいと言っている。それを出せるかどうかということをお答え願ひたい。

○石田説明員 ただいまお話ししましたように、昭和二十年の買収価格を決定いたしますときの数字は、そのとき集められます計数を集めまして、なお理論的にも十分検討いたし、このようにして農地改革を実施する買収価格を決定すればよろしいという考え方に基つて、正式に計算をいたしましたものでございます。それ以降におきましては、先ほど申し述べましたように、物価、米価、生産費ともに変動がございしますが、それにつきましては、公的に算出したこういうような数字のものはないわけでございます。

○村山(喜)委員 食糧庁で計算をしたのがあるから、それは明日農林委員会との連合審査がありますので、その節出していただきたい。

そこで、私もうこれで終わりますが、総理府にお尋ねをいたします。総理府から調査報告書を出されて、参考資料としていただきました。調査室がつくつたものです。私はこれに対して、大地主の生活状態というものをあなた方は調査したところがあるかといつて聞いた。ところが、二町以上のやつしかない。北海道は四町ですか、それ以上の――私が資料として要求したのは、十町歩以上の地主が、どういう職業でどのような所得をあげているのかというのを調査したものを資料として出してもらいたいと言つたら、それはないという。五十町歩以上もない。だから、そういうようなものはあなた方としてはいろいろな検討を加えなければならぬとしてここに出された。そして

報告されたものがあるわけですが、この中から、たとえば年間の総所得の分布図等を見てみましても、いろいろ問題があります。たとえば三十八年度現在で調べたのなんか、四五・三%はいわゆる最低限、課税限度額以内の生活をしているとか、あるいはそれ以上のものはしていないとかいうような資料がありますが、これらの結果のものをあなた方は社会保障政策としては使わないのだ。国民世論は、あなた方が設問をされて調査をされたものは、そういうような社会保障的な立場からやるべきかというのを質問をしておいて、そして社会保障政策的な立場においてやったほうがよいという世論が出ておるのに、その結果に従わないで、別な角度から今度はやったんだということになりますと、これは何のために調査室をつくって調査をしたのか、その意味がわからなくなってしまうのだし、しかも資料として要求をしておきますわれわれの要求にはこたえることができない。こういうことになってきまうと、初めからそういうような所得制限も何もしないのだということとを念頭に置いて調査をされたということ、私たち疑いたくなる。だから、客観的な事実を知ろうとするのではなくて、やることを裏づけをするためになされた調査であるのかどうか、この点をお聞きして、これに関するところの調査が、この委員会に報告ができるのであれば、お答えを願っておきたいのです。

○八坂政府委員 現在これに関連いたします調査としては、御承知のように工藤調査会の調査と、それから三十八年に総理府でやりました調査と、二つあるわけでございます。

先ほどのまず第一点の問題といたしまして、たとえば世論調査に、六一%はやはり困っている人に差し上げるべきだというような結果が出ておる。それはどういふふうなことで無視したのかというところでございますが、三十八年のこの調査の時点におきましては、先ほども大蔵大臣がお話しになりましたように、いろいろな観点、まだ政府案がきまつてない段階で調査をいたしました。し

たがって、むしろこういうふうな、端的に言いますならば、現在の法案にとつては不利なデータであります。しかし、当時の段階で、そういうことも当然議論になるであらうということであって調査をする、そういう意味で、むしろ調査については、私も少しは、当時の政府の段階を考へてみますとよくわかりただけだと思ひますが、できるだけ客観的な立場で調査をする、むしろ特定の意図なしに、場合によってはやらないかもわからぬ、場合によってはやるかもわからぬということ、むしろ調査をいたしておるわけでありまうから、調査につきましては、特定の意図を初めから持つて落とし込んだというようなことはございませぬ。

それからこれに関連いたしますが、大規模の被買収者について特定に特につけてないのはおかしいじゃないかというお話でございますが、確かに特に大規模の方については、残念ながらやっておりません。ただ、工藤調査会の際には、これはお話しにありましたように、二町以上と二町以下を分けておるわけでありまう。十町以上の分だけ、あるいは五十町以上の分だけを当時の個票に基づいて資料に直しますならば、あるいは出てくるかと思ひますけれども、工藤調査会の当時には、約一万五千国民の中から抽出をして、その中に千数百戸の被買収者がいたというふうなことで、非常にサンプルも少ない。しかも過去のことでございまして、どうしてもいまの段階では大規模をつかまえることができないということでございます。

○村山(喜)委員 当時の一九四〇年の全国推計によりますと、五町歩以上の地主というのは、これは耕作地主と不耕作地主を入れて九万九千、その貸し付け面積が百二十八万四千町歩、四六・四%、それから一町から五町までの中規模の地主層が両方合せて二十八万七千、そして貸し付け面積が百十一万九千町歩、四〇・八%、それに対して一町歩未満の場合には、戸数にすると百三十五万二千戸となっておりますが、貸し付け面積は

きわめて少ない三十六万四千町歩、一三・一%しかない、こういうような状態の中にありまして、あなた方が階層別に調査をしないということは、これは職務怠慢ですよ。やはりどういふふうになつて、それがどのような生活に影響を与え、それを地主という、ただそれを一般的に押しなべた形でなくて、階層ごとに調査をして、どの階層の人たちが一番困っているのだということを的確に出していくというところに、政治においてこれを救済をしなければならぬ必要があればやるのだという形になるのがあたりまえであります。そういうようなものをやらないで、ただ地主一般という形において還元をし、しかもこの所有面積等から見た場合に、これらの点について十分な資料が提供をされてないということに對しましては、私はまことに残念だということを一言つけ加えまして、私の質問を終わります。

○河本委員長 稲村隆一君。

○稻村(隆)委員 実は私、農地報償法案の取り扱いに當て農林省で扱うべきであり、総理府で扱うなあとこのことは根本的に間違つておると思つておる。この点について農林大臣がおいでになつたらお尋ねしたいと思ひますが、それまで日井長官に二、三の点についてお尋ねしたいと思ひます。

先ほど日井長官は村山委員の御質問に答えられました、政府は最高裁の判決に従つて補償はしないのだ、地主が非常に精神的なショックを受けたので気の毒だから報償するのだ、こう言つておられます。なぜ精神的なショックを受けたか、なぜ気の毒だかということ、私は、たぶん買収価格が安過ぎたから地主はショックを受けたのだ、これと思ふのですが、その点はいかがでしようか。

○日井政府委員 旧地主の諸君は、もちろんそういう安いということで報償とか、前にはそれを追ひ払いでやれとかというよう運動、そういう際にはそういう理由もあつておりました。あつておりましたけれども、政府の見解としては、先刻来

お話のように、最高裁でそういう判決もちゃんと出ているというふうなことで、それから一部にはその際に奨励の意味で、農地改革をすみやかにこなうという意味において一部報償を前にもいたしました。したがって、特にそれが安いために一度これを補償の意味でやるというのじゃございませぬ。先刻来申し上げておるような報償ということ、心理的影響とかあるいはまた貢献に對しての功をねぎらう、そういう意味で報償ということをする、こういうことになつておるわけでありまう。

○稻村(隆)委員 精神的影響を受けたということとは、つまり経済的に非常にショックを受けたという意味ですね。

○日井政府委員 もちろん経済的という理由もあると思ふのですが、そのほかに、たとえば私有財産というふうな問題で、公共の福祉とはいひながら、そういうことでやられたということ、あるいは中には非常に急激なもので意外に思つた、こういうふうなお考えの方もあらうかと思ひます。

○稻村(隆)委員 先ほど管理部長は、農林省は農政面から見ても買収価格は正当であつたと答へておる。それで、農林省の見解は安くないということですね。

○石田説明員 先ほどもお答え申し上げましたように、農地改革における農地の買収対価は正当なものであつたというふうな考へております。

○稻村(隆)委員 そこで私は、佐藤総理が過日の本会議において、私どものほうの山内委員の御質問に答えて、これは経済的問題だと言つていない、地主は日本の民主化に貢献があつたから、それで報償するのだ、こういうことを言つておられますが、この点総理の答弁では、経済的な意味は全くなくて、日本の民主化に貢献があつたから報償するのだ、それを金で報償するのだ、こういうことを言つておられるのですが、その点は、もしも何でもあるなら、金でなくとも、免状でも證書でも何でもいいと思ふ。そういう点はどうですか。

○日井政府委員 お説のように、報償のやり方につきましては、たとえばお話のように証書という方法もあると思います。あるいは勲章とか、そういうようなやり方もあるでしょうけれども、何と云っても土地という貴重な財産を売って起こった心理的影響とか、それからそれに対する功績の報償でありますから、やはり金でやるほうが一番はつきりしてよいでしょう、こういう結論にいたしました。

○稻村(隆)委員 はなはだ抽象的なお答えでありますけれども、私は、地主は日本の民主化には絶対に貢献しなかつたと思うのです。これは見解の相違だけども、地主は有島武郎さんのように決して進んで開放したのではなくて、当時の法律の強制力によって、占領軍を通じて農地開放の法律ができた。そこでやむを得ざるを得なかつた。私は、徹頭徹尾農地の開放に反対したのは事実であると思うのです。しかも率直に言つて、農地改革を中心にしてちつとも日本の民主化のためにやらなかつた。しかし、地主は開放したくないといつて暴動を起こせるものではない。開放せざるを得なかつたのであつて、地主の功績でも何でもありません。これも議論になりますが、しかし事実であります。もし日本の民主化に何ら貢献のない地主が報償されるならば、小作人こそ農業生産力の発展とそれから民主化のために役に立つた、私は思うのです。これは報償を受けなければならぬと思うのです。地主を報償しなければならぬ何らの理由もなく、事実もない。徹頭徹尾農地開放に抵抗したのですから、これはどうもおかしいじゃないですか。民主化のために貢献したから報償する、安かつたから再補償する、というなら、これは一つの見方であつて理屈であるけれども、民主化に貢献したから報償するのだ、ということは、全く事実と反する。これはもうそだと私は思うのです、その点どうですか。

○日井政府委員 まあ農家にとって貴重な不動産、耕地というものを売り渡す。しかも売り渡す

側から見れば、さっきのお話にもございましたけれども、どうも値段も非常に安かつたというように、なことで売り渡したわけでありまして、喜んでやつたという人はそうはないかと思ひます。しかし、それにしても、戦争直後の、ああいういさば、無条件降伏で負けつた、つたという心理からいへば、相当進んでやつた方もありますし、赤城農林大臣のように御自分で進んでやつた方もあつた。そういう方もあるので、必ずしもみんながみんなこれに抵抗したという人ばかりでなしに、数多い中でありまして、いろいろそれはあると思ひます。しかし、結果においてはやはり農地を政府を通じて耕作者に渡した、そして民主化に非常によき結果をもたらしたということは事実でありますので、これを私もはすなおに善意に解釈して、多少そういうような抵抗してはいやいやながらやつた、そういう面はあつたかも知れませんが、それと、しかし、結果としてこれは認めてよろしいのではないかと。もちろんこれを買い受けた旧小作人の方、耕作者が、戦後の農作物の生産力の増強、ひいては日本の今日の安定のために非常に努力せられて、これまた貢献があつたといふことは、これは認めるのは当然だと思ひますけれども、しかしながら、やはりこの農地開放といふものがあつたからこそ自作農になつて、そこに自分の土地としての励みも出て増産もできた、こういうことでございまして、したがつて、農地開放に對して私も、すなおに被買収者に対して功績を認めて當然であらう、またねぎらうことが当然であらう、こう考えるわけでありまして。

○稻村(隆)委員 先ほど農林省の管理部長の御答弁にもありました、正当な価格を払つた、これは間違いない。補償したんです。だから、もう経済的には補償すべき何ものもない。これは農林大臣がおいでになつてから私はいろいろ説明したいと思ひますが、当時の補償価格といふものは、これはもう農業の歴史から見ても、小作料や地代の變遷の歴史を見れば、これは決して不当に安いものではなかつた。論理的に、統計を見ればすぐわか

るわけですね。だから、農林省の答弁は、当然これは正当な補償だ、こう答弁しておるわけですね。それから民主化に功績があつたといふことは、何度でも繰返すようですが、これは全くの偽りといへばはなはだ失礼ですが、これは佐藤総理の答弁のように、民主化に貢献したから報償しなければならぬといふことは、全然ありません。ぼくも没落地主のむすこですから、地主の気持ちをはからぬでもないのです。しかし、これはどう考えても、地主の業績をずっと見れば、日本の民主化などに大體貢献したことがないのです。たとえば先ほどお話を出しましたが、あなたも北澤新次郎さんからおそらくリカルの経済論の講義を聞かれたと思ひます。おそろくあの学校を出ている人は大部分のは、農業といふ一つの経営に経営費を負担している、新しい技術を入れていく。だから、非常に富の増進にはなつていくのです。ところが、地主といふものは封建的な一つの道徳から、そこで経営費は全然負担しない。経営は一切小作人まかせなんです。そうしてたまに経営費を負担したといふことがあるけれども、肥料代や農具を出したといふが、それは小作人に利息を取つて貸すのです。だから、すべて経営費は小作人にまかしてある。そういうふうなことで、その封建的な搾取関係のもとに小作人は貧乏して、もうどうにもならない。それだから、私も新潟県のような大地主制度における特殊な事例かもしれませんが、小作人は軒並みに娘を売つていたわけですね、女工とか女郎とか芸者に。身分上では農奴ではないけれども、實際は農奴のような生活をしておつた。これは東北や北陸の特徴なんです。だから、地主が通りますと、實際上海外で会つても土下座したといふのが、われわれのころなんです。これは五万俵とか三万俵とかいふ地主がそろつてゐるんですから……。そういう悲惨な生活をしてゐる。地主はどうかといふと、新潟に行つて花柳界に遊んでおつて、ほとんど新潟の芸者といふものは、小作人か

ら出た一流の芸者、きれいな芸者といふものは、これはみんな地主さんのおめかけになる。だから、小作人はきれいな娘が生まれると、芸者にやつて地主の二号になることを出世したように思つていたわけですね。そういう実情であつたからして、私も学生であつたのですが、とうとう農民運動に入つてしまつて、就職も何もできなくて一生棒に振つたわけなんです。そういうふうな、いまそういうことはないけれども、地主制度といふものは、実に前時代的な、これはいま話したらほんとにしないような実に野蛮な一つの制度であつたわけですね。そういうものに対して、われわれは農民運動で反抗したのである。綱島委員などは、これはあんまり長くは関係しなかつたから、このごろじゃ地主報償なんか言つておるけれども、これは私も一緒に農民運動にちよつと関係したのである。私は何十年もやつたけれども……。それがいま地主報償なんか言つてゐるのだが、ぼくはいかなる観点からいつても、それから決して個人的に恨みを持つわけでも何でもないのですけれども、そういう意味じゃなくて、総理の言うような地主が日本の民主化に貢献があつたからそれに報償するんだといふようなことは、これは全く現実と違つてゐる議論だと私は思うのですが、その点についてどうですか。これは日井総務長官、まことに総務長官には総理府の取り扱いになつたのでお気の毒なんですけれども、これはもう農林省だつて大蔵省だつて逃げちゃつてゐる。農地改革といふような大きな事業をやつたならば、農林省がやはりこの処理に当たらなければならぬのです。それを総理府などにまかせて、そうしてやむやむのうちに……これは私も日井総務長官と幾ら議論したつて、応答したつて、のれんに腕押しにやつてしまつて話にならないのです。私は、実際に政府としては無責任な、その点日井さんにまことに同情しますけれども、こういう理の通らない法案をいまごろ政府が出すなんてことは、私は実に不可解千万だと思ふのですが、どうですか。地主は民主化に尽くしたことが一度だつてあるで

しょうか。ないですね。

○日井政府委員 さすがに稲村先生のお人柄で、非常に私どもの立場を御理解いただいてありがたいのですが、しかし、それは地主の中にもいろいろございいます。やはり人間でございいますから、いろいろの方があつたと思ひますけれども、しかし、必ずしもいとお説のような方ばかりであつたとは考えられないので、あるいは特に新潟方面は特殊の事情がさらにあるかもしれません、千葉県などもいづゆる農民県でございまして、私も中央に政治を志してから、昭和十三年ごろには農村更生連盟などをつくりまして、まず政治をやるには農村問題を研究しなければならぬという当時の時代で、稲村先生などにもいろいろ御意見を伺つたこともあつたのですが、そういうわけで、當時は政治という農村問題で非常に——いまでも農村問題は重要でありますけれども、それがやはり旧地主と小作とのいろいろの経済的な立場、また感情的な立場でいろいろのトラブルが起つて、ことに第一次大戦後に小作争議などが起つてきて、そこで小作官をつくり、小作法というやうなものをつくつてまいつたわけでありまして。そこでいまでもお説のように、いづれは地主というものがなくなつてみんな自作農になるのだという、これは長い目で見ればあるいはそういうことになるかもしれないが、しかし、あの戦後の急激に食糧事情が悪化して、日本国民が飢餓に瀕するのではないかと思われていたこの時代において、民主化、土地の改革をやつて、これが原動力になつて、今日のやうな農業の生産力もその後上がり、日本の経済の成長、安定の基礎をなしたということは、やはり何といつても農地改革が急速にあつたやうに行なわれたからである。地主さんでも、お説のやうに不満もあつたかもしれないけれども、敗戦日本のあとを受けて、その点も御理解いただいで、御協力いただいた方が相当多いわけでありまして、ですから、何度も申し上げるやうに、私どもはなるべくいい面を見て——これは長い間農民運動をやられた稲村先生とわれわれとは多少観点

が違ふかもしれないが、私どもはこれを善意に解釈して、とにかくそういうことに骨を折られて多大の協力をされた方も事実多いわけでありまして、これを率直に認めて報償して、長い間こういう問題を解決したいというのが、本法案を出した理由でございいます。総理も経済面を全然否定しているわけではないと思ひますけれども、やはり貢献ということを高く評価しての御発言であつた。

それからさつきもお話がございましたが、本法案は、前池田内閣の時分に、前の通常国会の終わりに出たのです。佐藤内閣になつてからこと新しく出たわけではございませんで、これを自由民主党として引き継いで現内閣がやっていることは事実であります。そういうわけでありまして、御了承をいただきたいと思ひます。

○稲村(隆)委員 繰り返して申し上げるやうで申し上げてまいせんけれども、とにかく先ほど申し上げましたとおり、農林省のいうやうに、これは経済的には正当な補償である、安い補償ではない。それなら民主化のために貢献したかといつたら、貢献した事実がない。この二つは、どう弁解しても事実であることは間違いないと思ひます。

そこで、私は終戦当時の農地価格は決して安いものではなかつたということを現実に証明するために、最も小作料の高かつた地主の黄金時代であつた大正から昭和にかけての小作問題について、事実を申し上げながら伺ひたいのです。

まず、農林省の事務当局にお尋ねしたいのは、大正元年のころの全国平均の小作料は、一体どのくらいであつたか。大正元年から大正五、六年の小作争議のあまり盛んでなかつた当時の小作料は、一体どのくらいであつたか、それをお尋ねしたいと思ひます。

○石田説明員 明治末から大正の初めにかけての大体の小作料でございまして、これは一毛作田におきまして収穫米が大体一石六斗八升と考へられておりますが、そのうち小作米が八斗九升、こうなつておりました、約五四%になつておりました。

す。

○稲村(隆)委員 大体そうだと思ひます。私は、当時の農林省の統計を持っております。大正元年の統計ですけれども、いまから約五十年前、全国平均して小作料は、最少五一%、最高五八・二%であつたわけですね。こういうふうな高率のものであつた。それはそうですね。その程度ですな。

うんと下げたところはうんと安し、少し下げたところは小作料は相当多いが、そういう現状をくぎづけする小作料統制法というものは——はつきりした名前は忘れましたが、小作料を上げないという法律をたしかあのときつくつたわけですね。そのときの農政課長は和岡博雄氏なんです。そこで、近衛内閣が退陣して、平沼内閣のときに地主が騒ぎまして、小作料を上げることができないやうな法律をつくつたやつはだれだ、草案をつくつたのは農政課長の和岡博雄だ、こういうので、和田博雄氏はそのときにすでに企画院にいつておつた、それを平沼首相はけしかつたといつて、企画院におりました勝間田君を引つぱつて投獄した。そういうふうな問題があるわけですね。そういうふうな事件がありました。小作料はずつと下がつておつた。それだから、農地改革直前の小作料というものは、小作運動のためにどんどん下がつて非常に安かつた。どのくらいだつたかといふことを、農林当局の方でもいひが、事務当局の方は御存じでしょうか。

○石田説明員 おおむねその程度であつたと存じます。

○石田説明員 昭和十九年におきまして、小作料率はおおむね三八%程度であつたと思ひます。

○稲村(隆)委員 私が持つておる資料によれば、当時地主米価は百五十キロ当り五十五円の据え置きであつた。それは間違ひありません。それから生産者米価は同じ百五十キロ三百円。小作料は地主米価によるとされておりましたが、それも間違ひありません。そういういたしますと、この間毎日新聞の論説欄に出ておりましたが、かりに三百キロの反収で五割の小作料であつても、小作料は六百円のうちの五十五円、一割以下の小作料を支払うだけでよかつたわけですね。これも間違ひありません。

○石田説明員 昭和二十年の計数をとりますと、そのやうになつております。

○稲村(隆)委員 いま農林大臣、お聞きになつたと思ひますけれども、こういうふうな小作料というもののはだんだん下がつていつたのでありますから、当時の平沼内閣のときに、農地開放という、つま

うんと下げたところはうんと安し、少し下げたところは小作料は相当多いが、そういう現状をくぎづけする小作料統制法というものは——はつきりした名前は忘れましたが、小作料を上げないという法律をたしかあのときつくつたわけですね。そのときの農政課長は和岡博雄氏なんです。そこで、近衛内閣が退陣して、平沼内閣のときに地主が騒ぎまして、小作料を上げることができないやうな法律をつくつたやつはだれだ、草案をつくつたのは農政課長の和岡博雄だ、こういうので、和田博雄氏はそのときにすでに企画院にいつておつた、それを平沼首相はけしかつたといつて、企画院におりました勝間田君を引つぱつて投獄した。そういうふうな問題があるわけですね。そういうふうな事件がありました。小作料はずつと下がつておつた。それだから、農地改革直前の小作料というものは、小作運動のためにどんどん下がつて非常に安かつた。どのくらいだつたかといふことを、農林当局の方でもいひが、事務当局の方は御存じでしょうか。

○石田説明員 昭和十九年におきまして、小作料率はおおむね三八%程度であつたと思ひます。

○稲村(隆)委員 私が持つておる資料によれば、当時地主米価は百五十キロ当り五十五円の据え置きであつた。それは間違ひありません。それから生産者米価は同じ百五十キロ三百円。小作料は地主米価によるとされておりましたが、それも間違ひありません。そういういたしますと、この間毎日新聞の論説欄に出ておりましたが、かりに三百キロの反収で五割の小作料であつても、小作料は六百円のうちの五十五円、一割以下の小作料を支払うだけでよかつたわけですね。これも間違ひありません。

○石田説明員 昭和二十年の計数をとりますと、そのやうになつております。

○稲村(隆)委員 いま農林大臣、お聞きになつたと思ひますけれども、こういうふうな小作料というもののはだんだん下がつていつたのでありますから、当時の平沼内閣のときに、農地開放という、つま

り日本の歴史の上におきましては、大化改新以来二度目の大きな土地改革なんです、こういうときに地主が開放した価格というものは、そういうふうな時勢の推移によりまして、つまり資本主義の発展に従って、開放以前にすでにもうそういうふうに価格が下がっていったわけですね。したがって、先ほど農林省の管理部長が答弁されたように、その当時の価格は正當な価格であった。ちつとも不當な価格ではないと私は思うのです。その点、農林大臣はどうお考えになりますか。

○赤城國務大臣 いまお話しのように、当時小作料も物納から金納に変わりました。小作料の率も非常に少なくなってきたとあります。それから逆算して、農地の買取価格を決定したのであります。当時といたしましては相當の価格であつた、こういうふうな思ひます。

○稻村(隆)委員 私は繰り返すようですが、それならなぜ報償と称してさらに再補償されるか。先ほど大蔵大臣にもお尋ねしたのですけれども、こういう不合理なことをいしますと、他に波及するところが非常に大きく、日本の財政を非常に危険なところに持ち込む重大なゆゆしい問題だと思ふのです。どういふわけか、この報償をされるかといふこと、しかも農地開放といふものは農林省が扱った大事業でありますから、この報償の問題も農林委員会にかけて、当然農林省が取り扱うべき問題である。それを総理府の取り扱いにして内閣委員会に出すなんてことは、これははなはだもって奇怪千万だ、この私は思うのですが、その点、大臣はどうお考えになりますか。

○赤城國務大臣 この農地報償のやり方といひますか、考え方、こういうものは、農政ではございませぬ。農政ではなくて、その当時、地主が相當日本の農地改革に貢献した、こういう事情から別途に考慮されてまいつたものでございします。私は農地改革のときに考えましたが、農地改革といふものは確かに日本の農政を推進したと思ひます。しかし、一つの点は、農地改革のときに、耕作す

る権利といふものを地主には認めなかつた。すなわち土地の再配分といふものが行なわれなかつた。耕作している者のみがその所有権を取得して、耕作してなかつたといふことで、地主にも生じる権利があらはれたが、小さい地主等がその土地の幾分かをとつて、自分で耕作して自作農化するといふ権利が當時奪われておつた、土地の再配分が行なわれておつたと思ひます。そういうことが一つ尾を引いておつたと思ひます。それからあいつう改革がなされなかつたといふことは、あいつうの情勢から言ひまして、相當革命的といひますか、共產革命的な空気がないわけではなかつたと思ひます。そういうときに無血的に土地を開放したといふような地主の貢献といふものに対しまして、最近いろいろ検討を加えてきた。でありますので、農政と別個の問題として、こういう貢献に對しまして新たな観点から報償していこう、こういうことで取り上げられた問題と私は承知しております。そのためには慎重を期する必要があるといふことで、内閣の総理府にこの農地報償に對する審議會を設けまして、その答申を求めておつたやうないきさつもございします。そういうやうないきさつがございしますので、農林省として取り扱うよりは、総理府としてこの問題を取り扱うことが適當である、こういうやうな観点から総理府で取り扱うことに相なつた、こういうふうには私に考へております。

○稻村(隆)委員 これは私は、農林省が結末をつけなかつたことは、根本的な間違ひではなかつたかと思ふのです。先ほど申しましたやうに、決して安い価格でなかつたといふこと、それから農林大臣が地主であつたときは、農林大臣のやうな方から農村の民主化のために尽くしたし、それと申すのが、多くの地主の業績を調査いたしました、私が先ほど例をあげて申しましたやうに、農村の民主化などにたいした貢献をしておらないのです。それをまだほかに報償すべきもの、補償すべきものがたくさんあるのに、戦災者で

あるとかそういう人がたくさんあるのに、地主だけ特別に民主化に貢献したと稱して報償するといふことは、これは私は不合理だと思ふのです。なるほど、地主は最初は土地所有は許されなかつたけれども、あとでは一町歩以内は所有することを許されました。それから山林を持たない地主さんもおるけれども、山林は開放されなかつた。ですから、いま地主さんで困つておる人は少ないだらうと思ふ。困つておる人もあるけれども……そこで時代の犠牲者として……むろん、これはすべての人が時代の犠牲者だから當然だ、やむを得ないのだ、こういうことではいけないので、これは何らかの社會保障的な意味におきまして、他の人々と同じやうに救済する必要がある、そういうやうな方法は講ずべきだと思ふけれども、しかし、地主だけ特別に報償するといふやうなことは、どうしても納得がいかない。理論的にも間違つてゐる、實際的にも間違つてゐる、これは強弁にすぎない、この私は考へるのであつて、それが単に地主の報償だけにどまればいいけれども、ほかに波及するところが非常に大きい。それが日本の經濟を破壊するやうな結果になりはせぬか、こういう観点から、今度提案されましたこの地主報償といふものは、どうしても私は認めるわけにはいかない。

それから農地開放の事情であります、これは當時の事情でありますけれども、農地開放は、これは幣原内閣のときに、マッカーサー命令で行なわれたことは事實です。それから農林大臣は松村謙三氏、農政局長は和田博雄氏です。私がたまたまこの事情を詳細に知ることができましたのは、これは一九五六年ですが、インドの婦りに私は南ベトナムに寄つたのです。そのときに日本の農地改革を實際に推進しておりましたラディンズスキーといふのが、ゴ・ジンジエムの農業問題の顧問として農地改革の仕事に従事しておつた。それが日本の農地改革の推進者であるといふので、私は會つたことはいけれども訪問したので、ところが、彼のいろいろの経歴を聞くことができた。

私はこういう話を長くいたしまして申しわけございませぬが、ここに私は世界の農業史の一つの事實があらわれてゐると思ふから申し上げるのであります、ラディンズスキーが言うには、自分は帝政時代に一九一七年のロシア革命に遭遇した。そして子供だった自分は、貴族的な大地主のむすこだった。アメリカに命からがら両親に連れられて亡命した。そしてその衝撃を受けたので、彼は大学に入つて農業政策の研究をした。そしてアジアの農業問題を研究し、日本の農政問題を研究した。そこで、これはどうしても自分はアジアの農村問題に對して一つの役割りをしたい。つまりヨーロッパには、御存じのやうにフランス革命で封建的な大地主の土地はみな没収されて、そして近代化をし、イギリスの大地主なども、いわゆる純然たる農業資本家になつたわけですね。農業資本家は、これは資本家とそれから経営者で、地主とは違ふのです。地主はただ封建的な一つの存在でありまして、小作料を取るといふこと、農業生産力の発展には尽くした人もあるけれども、農業經營は一切小作人に持たしておつた。これは非常に封建的な存在なんです。これはロシアにおいて残つておつた。外国に残つておつたのは、ロシアとそれから第一次大戦前のドイツとスペインだけでありまして、そういうやうな封建的な地主制度の存在といふものが、ついにケレンスキーが、農民に土地をやらなかつたから、土地を没収して分割した。ボルシェビキがその農民革命を通じて政權をとつた。この農民革命は何も社會主義革命ではないので、共產黨がかりにやつたとしても、これは經濟的に見ればブルジョア民主主義革命だ。西歐ではもう十八世紀にいたブルジョア民主革命、その封建的な余勢がロシアに残つておつたから、そこで農民が土地革命の過程からボルシェビキに味方をして、政權を共產黨にとられた。だからして、彼の話はこれは歴史的事實です。そこで先手を打つて……彼の考へですが、日本においては、日本のいわゆる農民運動の歴史を見ると、小作制度を残しておいたならば、これはたいへん

あるとかそういう人がたくさんあるのに、地主だけ特別に民主化に貢献したと稱して報償するといふことは、これは私は不合理だと思ふのです。なるほど、地主は最初は土地所有は許されなかつたけれども、あとでは一町歩以内は所有することを許されました。それから山林を持たない地主さんもおるけれども、山林は開放されなかつた。ですから、いま地主さんで困つておる人は少ないだらうと思ふ。困つておる人もあるけれども……そこで時代の犠牲者として……むろん、これはすべての人が時代の犠牲者だから當然だ、やむを得ないのだ、こういうことではいけないので、これは何らかの社會保障的な意味におきまして、他の人々と同じやうに救済する必要がある、そういうやうな方法は講ずべきだと思ふけれども、しかし、地主だけ特別に報償するといふやうなことは、どうしても納得がいかない。理論的にも間違つてゐる、實際的にも間違つてゐる、これは強弁にすぎない、この私は考へるのであつて、それが単に地主の報償だけにどまればいいけれども、ほかに波及するところが非常に大きい。それが日本の經濟を破壊するやうな結果になりはせぬか、こういう観点から、今度提案されましたこの地主報償といふものは、どうしても私は認めるわけにはいかない。

なことになる。そこで、先手を打って農地開放をしたことが——彼の言うところによれば、自分は純然たる自由主義者だ、純然たるリベリズムの立場で、資本主義を擁護する自由主義者の立場から、社会主義者や共産党に先手を打って農地開放をやったほうが、日本のためにもアメリカのためにも非常にいいのだ、こういう考えから彼は農地開放をマッカーサーに進言した。ところが、マッカーサーはこれを聞いて、君の言うとおりやってみろというので、それをマッカーサー命令として時の幣原内閣に農地開放を指令した。ところが幣原内閣は、初め非常にちゅうちょいたしまして、最初はこれに抵抗したけれども、当時の農林大臣は松村謙三氏でありましたけれども、石黒さんに相談したら、しかたがない、やりなさいということ、当時企画院事件で出獄したばかりの和田博雄君を農政局長にしてやれというので、和田博雄君が農政局長になりまして、和田博雄君と一緒に自分分は農地改革の仕事をやりました。ところが、日本の政治家も非常にものわかりがいいし、官僚も優秀だったので、日本の農地改革の仕事は非常にうまくいった。ところが、ベトナムにおいては——自由主義者である私は、赤として、いわゆるマッカーサー旋風で農商務省を開放されました。そして南ベトナムに来て、ある高官に連れられて農地開放の仕事に従事した。ところが、政府と地主との妨害によってこれはだめです、私の農地改革は失敗です、いつかはここから去らなければならぬ、こう彼は言っておりましたが、事実私はそのことを聞きまして、当時の農地改革によって最も得をしたのは保守党の諸君だ。地主もある点救われておる。率直に言いますけれども、ベトナムなどは、農地改革に失敗した関係上、ついにベトナムというものに徹底的に支配されるに至った、こういう実情になっておるわけであります。そういう意味におきまして、この農地改革というものは、いつかは日本の封建的な地主制度というものは、何らかの機会において、これはマッカーサー命令ではない、上からの変革か下からの変革に

よって崩壊すべき運命にあった。これは歴史の必然です。資本主義経済の発展によって必然的にそういう方向にいった。だから、かりに上からこうとも、下からこうとも、何らかの機会に必然に農地開放はなされるべき運命にあったのであって、こういう点に対してもう少し科学的な検討をいたしまして、こういうふうなものを高く正当に評価して、そして間違つた農業政策、それによる農地報償法案というふうなものによって歴史の流れを食ひとめようとするのは、大きな間違いではないか、こう思うのですがこの点につきまして農林大臣の御意見を聞きたい、こう思うのであります。

○赤城国務大臣 私、農地改革を否定するものではないです。農地改革というものを高く評価いたしております。特にいまお話がありましたのが、第一次のときは私も議員でありました。第一次は、マッカーサーの指令は受けません。受けないで自発的に、松村謙三さんが農林大臣のときに農地改革は始まったのです。途中において、それはだめだ、こういうわけでマッカーサーから指令がきまして、保有農地なども三町歩というのを一町歩に直すということいろいろ手を加えられて、第二次改革をなした。その当時、非常に日本は食糧に困っておりました。そういう点におきましても、孫文の言うように耕作者その田を有するというような考え方から、耕作者に田畑を開放した、こういうことで、食糧の増産も相当これによつて推進されて、日本の食糧も、国民の食糧もまかない得た、農村が民主化した、こういうことでございますので、私は、この改革というものを否定するものではございません。農林省といたしまして、この改革を基盤として、基礎として、その後の農政を推進しておるわけであります。

私は、農地改革に二つばかり足りなかった点は、あの当時におきまして国が管理している間にもっと土地改良をどんどん進めて、そうしてほんとうにいまの基盤をつくっていく、あるいは構造改善をして、日本の零細農を直していくといううな形で再配分というものがなされたならば、より以上であつたと思ひます。しかし、そういうことはその後においてどんどんやっておることでありますので、私はこれを否定いたしません。ただ、先ほど申し上げましたように、こういうのが革命一歩手前というふうな情勢下でありまして、そういうときにおきまして、無血的に日本で農地改革が行なわれた。こういうことは、やはり地主の——その当時におけるいろいろ問題はありましよう。ありましようけれども、時局の認識といひますか、こういうことに對する貢献というものは、やはり買つてやらなければならぬ、私はこういうふうに考えます。その貢献に對して報償するというところでございますので、農政とは別個においてこれはしかるべくやったほうがいいじゃないか、こういうふうには私は考えます。

○稻村(隆)委員 いずれにせよ、私は農地報償というふうなことは、非常に不合理であると思う。きょうはおそいですから、いずれかの機会にいろいろ論議をし、お尋ねしたいと思つております。きょうはこれで私の質問を終わりたいと思ひます。

○河本委員長 次会は、明十二日午前十時より理事会、十時三十分より委員会を開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後六時十四分散会

昭和四十年五月十五日印刷

昭和四十年五月十七日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局